

第19回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和2年10月9日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 練馬区版総合戦略重要業績評価指標(KPI)および第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン[年度別取組計画]の令和元年度末の進捗状況について (参考資料1・2)
 - ② 令和2年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料1)
 - ③ 令和3年度学校用務業務民間委託について (資料2)
 - ④ 令和3年度学校給食調理業務民間委託について (資料3)
 - ⑤ 令和2年第三回練馬区議会定例会提出議案について (資料4)
 - ⑥ 保育所整備の進捗状況について (資料5)
 - ⑦ 練馬区立保育所運營業務委託事業者の決定について (資料6)
 - ⑧ 令和2年度「練馬区成人の日のつどい」の開催日時および会場について (資料7)
 - ⑨ その他

令和2年9月23日
企画部企画課
区政改革担当部 区政改革担当課

練馬区版総合戦略 重要業績評価指標(KPI)および第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン [年度別取組計画] 令和元年度末の進捗状況について

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、地方版総合戦略を定めることが求められた。

練馬区では、第2次みどりの風吹くまちビジョンを、地方版総合戦略と位置付けている。

地方版総合戦略に基づく取組についてPDCAサイクル(Plan・Do・Check・Action)を通じた効果検証を行うため、「重要業績評価指標(KPI)」を、平成27年12月に設定した。

また、第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン[年度別取組計画]については、事業の進捗状況を毎年度、点検・検証して結果を公表しながら取組を進めることとしている。

今回、令和元年度末の進捗状況を、別紙のとおり取りまとめたため、報告する。

重要業績評価指標 (KPI : Key Performance Indicator)

・・・施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

【参考】第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGsについて

第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGsについて、令和元年度末の進捗状況とあわせ、参考資料として掲載する。

練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）および
第2次みどりの風吹くまちビジョン
アクションプラン [年度別取組計画]

令和元年度末の進捗状況

令和2年(2020年)9月

練馬区

— 目次 —

練馬区版総合戦略

重要業績評価指標（KPI）の令和元年度末実績

表の見方	・・・	2
基本目標Ⅰ：子どもたちの笑顔輝くまち	・・・	3
基本目標Ⅱ：高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	・・・	5
基本目標Ⅲ：安心を支える福祉と医療のまち	・・・	6
基本目標Ⅳ：安全・快適、みどりあふれるまち	・・・	8
基本目標Ⅴ：いきいきと心豊かに暮らせるまち	・・・	11
基本目標Ⅵ：区民とともに区政を進める	・・・	13

第2次みどりの風吹くまちビジョン

アクションプラン〔年度別取組計画〕令和元年度末の進捗状況

表の見方	・・・	16	
戦略計画1：子育てのかたちを選択できる社会の実現	・・・	17	
戦略計画2：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	・・・	18	
戦略計画3：すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	・・・	20	
戦略計画4：夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	・・・	21	
戦略計画5：高齢者地域包括ケアシステムの確立	・・・	23	
戦略計画6：元気高齢者の活躍と介護予防の推進	・・・	25	
戦略計画7：障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	・・・	26	
戦略計画8：ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	・・・	27	
戦略計画9：住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備	・・・	29	
戦略計画10：みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現	・・・	29	
戦略計画11：地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	・・・	30	
戦略計画12：みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	・・・	33	
戦略計画13：魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり	・・・	39	
戦略計画14：練馬のみどりを未来へつなぐ	・・・	41	
戦略計画15：住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ	・・・	42	
戦略計画16：地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり	・・・	43	
戦略計画17：生きた農と共存する都市農業のまち練馬	・・・	44	
戦略計画18：練馬ならではの都市文化を楽しめるまち	・・・	45	
戦略計画19：豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	・・・	47	
戦略計画20：区民協働による住民自治の創造	・・・	48	
戦略計画21：窓口から区役所を変える	・・・	49	
参 考	第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs	・・・	51

練馬区版総合戦略

重要業績評価指標（KPI）の令和元年度末実績

【表の見方】

計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
外遊びの事業(おひさま びよびよ)の増設	8か所	6か所	1か所開設 〔計7か所〕
練馬こどもカフェの創 設	7か所 ①	検討 ②	3か所 ③
認可保育所の増設	181所 (定員15,660人)	165所 (定員14,760人)	16所 (定員800人) 〔計181所〕

① 「目標値」欄

：原則として、令和3年度末の目標値を表示しています。それ以外の時点の目標年次とする場合は、時点を表示しています。

② 「現状値」欄

：原則として、平成30年度末の状況を記載しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

③ 「元年度末の実績」欄

：原則として、令和元年度末の実績を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

【重要業績評価指標（KPI※）とは】

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、地方版総合戦略を定めることが求められました。

練馬区では、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月策定）およびアクションプラン（令和元年6月策定）をあわせて、地方版総合戦略と位置付けています。地方版総合戦略に定めた取組について、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）を通じた効果検証を行うため、重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

※KPI= Key Performance Indicatorの略

基本目標：I 子どもたちの笑顔輝くまち

計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
外遊びの事業(おひさま ぴよぴよ)の増設	8か所	6か所	1か所開設 〔計7か所〕
練馬こどもカフェの創設	7か所	検討	3か所
認可保育所の増設	181所 (定員15,660人)	165所 (定員14,760人)	16所 (定員800人) 〔計181所〕
練馬こども園の認定	25園	16園	4園認定 〔計20園認定※〕
保育所等入所希望者受入率	100%	99.9%	99.9%
計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
母子健康電子システムの構築	運用開始	検討	検討
外遊びの事業(おひさま ぴよぴよ) 相談員の配置	8か所	—	7か所配置
子ども家庭支援センター による支援体制の強化	増員	心理5人、保健師4人、福祉等15人、非常勤相談員10人	増員 (心理 2人) (福祉 3人)
都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築	協議開始	協議
子ども家庭支援センターの相談件数	現状値から増加	6,402件	6,589件

※令和元年度に短時間型、低年齢型を創設した。標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園(うち1園は標準型として既に認定している園と重複)を認定。実園数は19園。

計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
ねりっこクラブの実施	35校	13校	6校開始 〔計19校〕
夏休み居場所づくり事業の実施	11校	7校	10校
ねりっこ学童クラブ入会希望者受入率	100%	97.2% ※H31年4月1日現在	96.8% ※令和2年4月1日現在

計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
電子黒板・教員用タブレットパソコン全校配備	全校配備	モデル校での活用状況の検証	全校配備
児童生徒用タブレットパソコンの配備	配備（一部）		検討
地域未来塾の実施	75校	70校	3校開始 〔計71校※〕
特別な支援を要する不登校児童・生徒への支援の拡大	対象年齢拡大 定員拡大	実施 (小中学生対象)	対象年齢拡大 (18歳まで)
ICTを活用して指導できる教員の割合 (文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により測定)	現状値から上昇	74.1%	81.3%

※平成30年度に実施した学校のうち2校が未実施のため、実施校数は71校。

基本目標：Ⅱ 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
地域包括支援センターの移転	3か所移転	—	移転・設計・工事
担当区域見直し	担当区域見直し	調整・検討	実施
地域包括支援センターを中心とした在宅療養ネットワークの構築	充実	在宅療養ネットワーク事業の実施	充実
特別養護老人ホームの施設数	35施設 (定員2,550人分)	30施設 (定員2,173人分)	1施設 42人分 (定員2,215人) 〔計31施設〕
高齢者在宅生活あんしん事業の利用者数	年間2,100人	年間1,648人	年間1,808人
地域包括支援センターの相談件数	現状値より増加	年間165,157件	年間181,929件
計画6 元気高齢者の活躍と介護予防の推進			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
就職支援セミナー・職場体験の実施	実施	—	開始
はつらっシニア活躍応援塾の実施	実施	—	開始
街かどケアカフェ 常設型 出張所跡施設等での開設	5か所	3か所	1か所開設準備
街かどケアカフェ 出張型 コンビニ・薬局と連携した実施	実施・充実	—	開始
はつらっシニアクラブの参加者数	1,800人	1,414人	1,482人
はつらっシニアクラブの実施箇所数	18か所	16か所	2か所増 〔計18か所〕
要介護認定率 (第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	21.9%以下 ※令和3年9月末	20.5% ※平成30年9月末	21.0% ※令和元年9月末

基本目標：Ⅲ 安心を支える福祉と医療のまち

計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
重度障害者グループホームの整備	27室程度	17室	— 〔工事〕
福祉施設等から一般就労した年間の障害者数	年間200人	年間226人	年間204人
就労定着支援事業の利用者数	年間160人	年間98人	年間140人
農福連携作業に携わる障害者施設数	9施設	6施設	1施設増 〔計7施設〕
計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実	相談窓口への弁護士の配置出張相談の実施	プロジェクトの効果・検証	相談窓口への弁護士の配置出張相談の開始
生活保護受給世帯の子どもへの支援 (子ども支援員の体制強化)	強化	支援の実施	—
中3勉強会の実施	年間80回	年間56回	年間80回
中3勉強会利用者の出席率	80%	80.4%	71.6%

計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
順天堂練馬病院の増床	490床 (90床増)	400床	— 〔工事〕
練馬光が丘病院の移転・改築	457床 (115床増) ※令和4年度	342床	— 〔実施設計【完了】〕
高野台新病院の整備	218床	—	— 〔実施設計【完了】〕
練馬区医師会による (仮称)医療連携・在宅医療サポートセンターの開設	開設	関係機関調整	関係機関調整
人口10万人あたりの一般・療養病床数	人口10万人あたり 320床	人口10万人あたり 281床	人口10万人あたり 279床

計画10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコンテンツの充実	充実	検討	充実
「ねりまちてくてくサプリ」の登録人数	約20,000人	約8,300人	12,545人

基本目標：Ⅳ 安全・快適、みどりあふれるまち

計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
防災まちづくり推進地区における改善事業の実施	事業地区の指定（3地区程度）・周知・助成	制度の検討	構築 事業地区の指定（3地区）
一般緊急輸送道路沿道建築物等の耐震改修件数	19件	8件	5件 〔計13件〕
地域別防災マップの作成	3地域作成	1地域選定	1地域選定 1地域作成
防災訓練年間参加者数	75,000人	72,000人	70,976人
地域防災力の向上、安全・安心な地域づくりに対する満足評価	現状値から上昇	59.4%	59.4%

計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
都市計画道路の整備着手率	約7割	約6割	約6割
西武新宿線の立体化鉄道付属街路等の事業着手に向けた準備	事業着手に向けた準備	都市計画原案作成	都市計画案作成
みどりバスの再編等による公共交通空白地域改善の推進	再編（保谷・関町・大泉・南大泉ルート）	再編に向けた調整（保谷・大泉・南大泉ルート）	再編に向けた調整（保谷・大泉・南大泉ルート）
みどりバスの乗車人数	1,170,000人	1,147,154人	1,118,228人

計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
上石神井駅周辺地区のまちづくり	上石神井駅前のまちづくり 事業計画検討	事業手法検討	事業計画検討
大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり	(仮称)大泉学園町駅予定地 周辺のまちづくり 事業計画作成	整備計画検討	事業手法検討
石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口西地区市街地再開発事 業 事業認可	合意形成活動	都市計画素案作成
「駅周辺のまちづくり」の施策 に対する満足評価	現状値から上昇	50%	54.1%

計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
稲荷山公園の拡張・整備 の着手	事業説明会の開催 測量	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム策定
大泉井頭公園の拡張・整備 の着手	関係機関調整	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム策定
特色ある公園等の整備	整備完了6か所	—	整備完了2か所
個人のみどりを地域で守 る新しい仕組みの構築	構築	事業内容の検討	モデル事業実施
「みどりの保全と創出」 に対する満足評価	現状値からの上昇	76%	76.9%

計画15 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
避難拠点でのEV（電気自動車）等の活用	周知	災害時協力登録車制度の創設	周知
地域コジェネレーションの導入	導入2か所	基本協定締結1か所	導入準備 基本協定締結
「エネルギー政策の展開」の施策に対する満足評価	現状値からの上昇	46.4%	50.5%

基本目標：V いきいきと心豊かに暮らせるまち

計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
創業セミナー・創業支援融資の実施	実施	実施	実施
学生向け創業セミナー等の実施	実施	—	中止
産学連携セミナーの実施	実施	—	産学連携セミナーの開始
福祉・生活関連産業への支援の実施	セミナー・個別相談会の実施、専門アドバイザー派遣の実施	セミナー・個別相談会の実施、専門アドバイザー派遣の開始	実施
練馬ビジネスサポートセンターを利用した創業者数	現状値から増加	53人	58人

計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
生産緑地貸借制度を活用した農地保全	農地斡旋の実施	農地所有者意向調査の実施・農地斡旋の仕組みの検討	農地斡旋の開始
認定農業者・都市型認定農業者の新規認定	31経営体	22経営体	4経営体 〔計26経営体〕
練馬果樹あるファームの開設支援	23件	6件	11件 〔計17件〕
認定農業者・都市型認定農業者のうち農業収入が増えた農業者数	現状値から増加	55人	62人

計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
みどり豊かなまちと一体となった練馬独自の新しい美術館の創造	再整備基本構想に基づく設計	再整備基本構想の検討	構想の検討（委員会提言）
四季を感じられるイベントの開催	実施	実施	実施
「映像文化のまち構想」策定	策定	検討	素案の公表
四季を感じられるイベントの来場者数	30,000人	27,013人	27,323人

計画19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」での事業展開	公認記録会の実施	開園式典、記念イベント開催	公認記録会の開催
大泉さくら運動公園庭球場等整備	整備（完了）	設計	整備
大泉学園町希望が丘公園運動場（第Ⅱ期）	整備（完了）	設計	設計 整備
ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開	6か所	3か所	0か所 〔計3か所〕
ユニバーサルスポーツフェスティバル参加者数	現状値から増加	950人	911人

基本目標：VI 区民とともに区政を進める

計画20 区民協働による住民自治の創造			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
町会・自治会組織の加入促進活動の実施	実施	実施	実施
相談情報ひろばの増設	14か所	10か所	開設無し 〔計10か所〕
パワーアップカレッジねりまのリニューアル	実施	開始準備	開始準備
地域おこしプロジェクトの支援内容の充実	充実	検討	検討
リニューアル後のパワーアップカレッジねりまの卒業生が地域活動団体へ加入した割合	20%	—	— 〔つながるカレッジねりま公開プレ講座開催、令和2年度受講生決定、ポータルサイト開設〕
計画21 窓口から区役所を変える			
指標	目標値 (原則：令和3年度末)	現状値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績
乳幼児一時預かり事業インターネット予約システム運用開始	運用開始	検討	構築
窓口情報提供システムの拡大	17か所	1か所	16か所導入（練馬区民事務所ほか） 〔計17か所〕
FAQの職員活用	実施	検討	開始
申請書一括作成システムの導入	導入	検討	構築
電子申請利用件数(東京電子自治体共同運営サービス)	4,400件	3,465件	8,454件
窓口情報提供システムへのアクセス数	前年度実績から増加	—	140,915回 ※令和2年1月～3月

第 2 次みどりの風吹くまちビジョン
アクションプラン〔年度別取組計画〕

令和元年度末の進捗状況

I 子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 家庭での子育て支援サービスの充実						
	①子育てのひろば 計27か所	計26か所	1か所開設	1か所開設	A	1か所開設したが、1か所が閉室したため、総数は令和2年4月1日現在26か所のままになっている。閉室した1施設については、当初計画達成後の令和5年度に新規開設する予定。
	②外遊びの事業 (おひさまびよびよ) 計8か所	計6か所	1か所開設	1か所開設	A	
	③発達に不安のある 親子のひろば事業 (のびのびひろば) (5か所) 月2回実施(4か所) 月1回または2回実施(1か所)	月1回実施(5か所)	月2回実施 (4か所) 月1回または 2回実施(1か所)	月2回実施 (4か所) 月1回または 2回実施(1か所)	A	
	④憩いの森などを 活用した外遊び 事業の実施	検討	開始	開始	A	
	⑤乳幼児一時預かり 事業 インターネット予約 システム運用開始	検討	構築	構築	A	
	⑥ファミリーサポート 事業 軽度障害児受入れ 実施	検討	検討	検討	A	
2 練馬こどもカフェの創設						
	練馬こどもカフェ 7か所	検討	3か所	3か所	A	
3 保育所待機児童の解消						
(1) 保育所の拡充	①【認可保育所】 計181所 (定員15,660人)	計165所 (定員14,760人)	16所 (定員630人)	16所 (定員800人)	A	
	東大泉保育園の 改築による定員 増	工事	工事	工事(完了)	A	
	② 上石神井第三保 育園の改築によ る定員増	実施設計	工事	中断中	*	都営住宅工事の事情により当初計画の遅れが生じている。
(2) 安心して保 育サービスを利用 できる仕組み づくり	保育サービスを利用 できる仕組みづくり	検討	検討	検討	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(3)多様な保育サービスの充実	延長保育 計150所	計115か所	16か所開始	15か所開始	A	実施していない1園は分園である。乳児のみを受け入れる分園では延長保育を実施していないが、幼児を受け入れる本園では延長保育を実施しているため、需要見込みに対する保育サービスの充実は図られている。
	病児・病後児保育 計8か所	計7か所	1か所開始	1か所開始	A	

4 「練馬こども園」の充実

	練馬こども園 計25園	計16園	3園認定	4園認定	A+	令和元年度に短時間型、低年齢型を創設した。標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園(うち1園は標準型として既に認定している園と重複)を認定。実園数は19園。
	区立幼稚園3園の 練馬こども園化	検討	検討	検討	A	

5 教育・保育サービスのあり方の検討

	教育・保育サービスのあり方の検討・公表	—	検討	作成・公表	A+	令和元年度中に、「保育の歴史とこれから」の公表まで行ったため。
--	---------------------	---	----	-------	----	---------------------------------

6 ICTを活用した子育て関連サービスの拡充

	保育園入園申請のオンライン手続の導入検討	検討	検討	検討	A	
	乳幼児一時預かり事業【戦略計画1-1の再掲】 インターネット予約システム運用開始	検討	構築	構築	A (再掲)	

戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 母子健康電子システムの構築						
	母子健康電子システムの構築	検討	検討	検討	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
2 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充						
	①外遊びの事業 (おひさまびよびよ) (8か所) 相談員の配置 8か所	—	7か所配置	7か所配置	A	
	②児童館学童クラブ 室を活用した子育てひろば(にこにこ) (17か所) 相談員の配置 4か所	—	検討	検討	A	
	③発達に不安のある 親子のひろば事業 (のびのびひろば) (5か所)【戦略計 画1-1の再掲】 月2回実施(4か所) 月1回または2回実 施(1か所)	月1回実施(5か所)	月2回実施 (4か所) 月1回または 2回実施(1か所)	月2回実施 (4か所) 月1回または 2回実施(1か所)	A (再掲)	
3 成長発達に関わる相談サポート体制の充実						
	①妊娠・子育て相談 員による全ての妊婦 との面談・支援の実 施	実施	実施	実施	A	
	②保健相談所への 心理相談員の配置	—	—	—	—	令和2年度 保健相談所に心理相談員 4名配置
4 新しい児童相談体制の構築						
	① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実					
	支援体制の強化	心理 5人 保健師 4人 福祉等 15人 非常勤相談員 10人	増員	増員 (心理 2人) (福祉 3人)	A	
	スーパーバイザー の配置(弁護士・ 児童相談所OB 等)	—	配置	配置 (弁護士 延24人) (児童相談所OB 延22人)	A	
	② 都児童相談センターとの連携の強化					
	都との協議 都と共同で取り組 む仕組みの構築	協議開始	協議	協議	A	
	都児童相談 センターへの 区職員派遣 拡大	課長級 (月2回1人) 一般職員 (通年1人)	課長級 (通年1人) (月2回1人) 一般職員 (通年1人)	課長級 (通年1人) (月2回1人) 一般職員 (通年2人)	A+	都児童相談センターとの 連携強化を目的に、7月か ら一般職員の派遣人数を 増やしたため。
	要支援家庭を 対象とした ショートステイ事 業 受入対象年齢 の拡大	拡大の検討 (対象年齢 2-12歳)	拡大 (対象年齢 0-12歳)	拡大 (対象年齢 0-12歳)	A	
	協力家庭による ショートステイ事 業の実施	—	検討	検討	A	
	都児童相談 センターからの 事案送致・ 指導措置委託	協議	開始	開始	A	

戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 ねりっこクラブの全小学校での実施						
	ねりっこクラブの実施 計35校	計13校	6校 開始	6校開始	A	
2 夏休み居場所づくり事業の拡充						
	夏休み居場所づくり 事業の実施 11校	7校	10校	10校	A	
3 民間学童保育の拡充						
	運営費助成 13施設	10施設	3施設	3施設	A	
4 キッズ安心メールの利用拡大						
	キッズ安心メールの 学校応援団ひろば 室への設置 計20校設置	—	準備	準備	A	
関連する事業						
1 児童館の機能の見直し						
	①中学生・高校生 向け事業を実施	実施	充実	充実	A	
	②児童館学童クラブ 室を活用した子育て ひろば(にこにこ) (17か所)【戦略計 画2-2の再掲】 相談員の配置 4か所	—	検討	検討	A (再掲)	
	③出前児童館の実施	検討	実施	実施	A	

戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 教育の質の向上						
(1) ICT環境の整備の推進	電子黒板・教員用タブレットパソコン 全校配備	モデル校での活用 状況の検証	全校配備	全校配備	A	
	児童生徒用タブレットパソコンの配備		検討	検討		
(2) 学校図書館の機能強化	学校図書館の情報化 計98校/98校	計37校	31校	31校	A	
	学校図書館への 人的配置 支援の充実に向けた検討	検討	検討	検討	A	
(3) 小中学校校舎等の改築の推進	①大泉東小学校 工事(完了)	工事	工事	工事 (完了)	A	
	②下石神井小学校 工事(完了)	工事	工事	工事	A	
	③石神井小学校 工事(完了)	工事	工事	工事	A	
	④大泉西中学校 工事(完了)	工事	工事	工事	A	
	⑤関町北小学校 工事(一部)	実施設計	実施設計 工事	実施設計 工事	A	
	⑥上石神井北 小学校 工事(一部)	—	基本設計	基本設計	A	
	⑦旭丘小学校 旭丘中学校 実施設計	—	—	—	—	
	⑧令和3年度に改築 に着手する学校 (2校程度) 基本設計	—	—	—	—	
(4) 小中学校体育館の空調設備の整備	設置完了 計43校	計2校	14校	14校	A	
(5) 小中学校トイレの改修	工事完了 計24校	計6校	6校	6校	A	
(6) 区立学校の適正配置	適正配置の推進	検討	新たな基本 方針の策定	新たな基本 方針の検討	B	学校施設管理基本計画・ 実施計画で示した適正配 置および改築等の考え方 に基づき、引き続き検討を 進めているため。
(7) 小中一貫教育の推進	①研究発表グループ の指定による小中 一貫教育の研究・ 実践	7グループ指定	7グループ指定	7グループ指定	A	
	②2校目の小中一貫 教育校の設置に向 けた調整・実施設計	調整	調整	調整	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(8) 次期学習指導要領に対応した教員研修の実施	次期学習指導要領に対応した研修の実施	検討	実施	実施	A	
(9) 教員の働き方改革	部活動の在り方に関する方針に基づく取組の実施	検討	方針の策定	方針の策定	A	
	学校徴収金管理システムの運用	構築	運用	運用	A	
(10) 英語指導の充実	小学校3・4年生へのALT配置	検討	準備	準備	A	

2 家庭や地域と連携した教育の推進

(1) 地域と連携した教育活動や体験活動の推進	①学校・地域連携事業					
	地域未来塾 実施 75校	70校	5校開始	3校開始	B	実施を新たに希望する学校が想定よりも少なかったため。平成30年度に実施した学校のうち2校が未実施のため、実施校数は71校。
	学校サポーター登録制度 (人材バンク) 登録拡大	個人登録 320人 団体登録 11団体	拡大	拡大 (新規登録 個人登録 44人 団体登録 2団体)	A	
	②学校外の体験学習やボランティア活動の参加促進	促進	促進	促進	A	
(2) 校外学習の見直し・充実	校外学習の実施方法の見直し・充実	検討	検討	検討	A	
(3) 学校安全対策の拡充	指針を踏まえた対策の実施	指針策定	実施	実施	A	

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(1) 不登校対策の充実	①タブレットパソコンを活用した学習支援						
	計15校	5校	5校配備	5校配備	A		
	特別な支援を要する不登校児童・生徒への支援の拡大	実施 (小中学生対象)	対象年齢拡大 (18歳まで)	対象年齢拡大 (18歳まで)	A		
	②	適応指導教室の増設・検証	実施 (学校教育支援センター)	増設 (関町地域)	出前適応指導教室実施	B	十分な広さ・間取りの施設は民間も含めて関町地域には見つからなかったため、関町リサイクルセンターと関教育相談室を活用し、各週1回2時間の出前適応指導教室を開催した。
	③居場所支援事業実施場所の拡大						
	計2か所	実施 (1か所)	検討	検討	A		
(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施	中3勉強会 (7か所) 年間80回	年間56回	年間80回	年間80回	A		

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
4 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開						
(1) 幼保小連携の推進	「ねりま接続プログラム」を活用した取組の実施	プログラムの策定	開始	開始	A	
(2) 家庭教育支援事業の実施	家庭教育支援事業の実施	「検討会議」の設置 事業実施に向けた検討	実施	実施	A	

II 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 地域包括支援センターの移転・増設						
	① 地域包括支援センターの移転・増設・担当区域見直し					
	3か所移転	—	—	移転・設計・工事	A	
	開設準備 2か所	計25か所	調整	調整	A	
	担当区域見直し	調整・検討	担当区域見直し (大泉圏域)	実施	A	大泉学園地域包括支援センターの担当区域の一部を大泉地域包括支援センターに変更した。
	② ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の強化					
新たな高齢者実態調査の実施	調査の見直し	実施	実施	A		
訪問支援員による戸別訪問支援の強化	実施	実施	実施	A		
2 地域ごとの在宅療養ネットワークの構築						
	地域包括支援センターを中心とした在宅療養ネットワークの構築	在宅療養ネットワーク事業の実施	充実	充実	A	
	主任ケアマネジャーによる地域同行型研修の実施	実施	充実	充実	A	
3 特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実						
(1) 特別養護老人ホーム等の施設の整備	①特別養護老人ホーム 計35施設 (定員2,550人分)	計30施設 (定員2,173人分)	3施設 120人分 (定員2,293人)	1施設 42人分 (定員2,215人)	B	入札不調等により、工期の遅れが発生しているものの、令和3年度目標数以上の整備案件を既に確保している。
	②短期入所生活介護 (ショートステイ) 計40施設 (定員416人分)	計35施設 (定員366人分)	3施設 13人分 (定員379人)	1施設 2人分 (定員368人)	B	入札不調等により、工期の遅れが発生しているものの、令和3年度目標数以上の整備案件を既に確保している。
	③都市型軽費老人ホーム 計15施設 (定員290人)	計10施設 (定員190人)	1施設 20人分 (定員210人)	整備なし (定員190人)	B	東京都との変更協議等により、工期の遅れが発生しているものの、令和3年度目標数以上の整備案件を既に確保している。

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(2) 在宅サービスの充実	①グループホーム 計38か所 (定員653人分)	計34か所 (定員581人)	1か所 18人分 (定員599人)	整備なし (定員581人)	B	事業者の選定から建設まで時間を要するため開設には至っていないものの、令和3年度目標数以上の整備案件を既に確保している。
	②定期巡回・随時 対応型訪問介護看護 計14か所	計13か所	—	—	—	—
	③看護小規模多機能型 居宅介護 計7か所 (203人分)	計2か所 (定員58人分)	2か所 58人分 (定員116人)	1か所 29人分 (定員87人)	B	事業者の選定から建設まで時間を要するため開設には至っていないものの、令和3年度目標数以上の整備案件を既に確保している。
(3) 高齢者在宅生活あしん事業	利用者 年間2,100人	年間1,648人	年間1,700人	年間1,808人	A+	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業等での事業周知によるため。
(4) 住まい確保支援事業の実施	住まい確保支援事業の実施	検討	開始	開始	A	
	居住支援協議会の設置	調整	設置	設置	A	
(5) 介護人材の確保・育成・定着に向けて	① 介護人材の確保支援					
	練馬介護人材育成・研修センター 研修・人材確保・相談支援の利用者 年間 3,500人	年間3,017人	年間3,500人	年間3,130人	B	研修事業の受講者数は当初計画よりも増加した。一方、人材確保事業および相談支援事業の利用者数は当初の見込みを下回り、結果として全体の利用者数が見込みを下回ったため。
	区独自の介護従事者養成研修の修了者 年間 210人	年間212人	年間 210人	年間175人	B	一部研修について講座時間数、開催日数が増加したことが、研修の申込者数に影響したため。
	元気高齢者による介護施設業務補助事業 対象施設の拡大【戦略計画6-3の再掲】	実施	対象施設の拡大	対象施設の拡大	A (再掲)	
	② 介護人材の育成支援					
	資格助成の利用者 年間 300人	年間275人	年間 300人	年間346人	A+	区ホームページや区内介護事業所等の協力等による事業周知によるため。
外国人介護職員向け支援	事例紹介セミナーの開催	日本語研修のモデル実施	日本語研修のモデル実施	A		
③ 介護人材の定着支援						
ICT機器等の導入支援	—	開始	開始	A		
4 コンビニと協働した地域の見守り体制の強化						
	「N-impro」を活用した認知症対応研修・体験会の実施	モデル事業実施・検証 ニプロ講師の養成	実施	実施	A	

戦略計画6 元気高齢者の活躍と介護予防の推進

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 高齢者の就業機会を拡大「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」の実施						
	就職支援セミナー・ 職場体験の実施	—	開始	開始	A	
	起業・創業セミナー の実施	—	—	—	—	
2 高齢者の活動を後押し「はつらつシニア応援プロジェクト」の実施						
	はつらつシニア 活躍応援塾の実施	—	開始	開始	A	
3 高齢者の福祉分野での活躍を推進						
	元気高齢者による 介護施設業務補助 事業 対象施設の拡大	実施	対象施設 の拡大	対象施設 の拡大	A	
4 区独自の介護予防事業の拡充						
(1)街かどケア カフェの充実	① 常設型 出張所跡施設等 での開設 計5か所	計3か所	—	1か所開設 準備	A	街かどケアカフェさくらの 開設準備(令和2年4月1 日開設)
	② 地域サロン型 計30か所	計14か所	6か所増	7か所増	A	平成30年度末、既存1か 所が事業終了。令和元 年度に7か所増により、累計 20か所
	③出張型					
	区立施設等での 実施	実施	充実	充実	A	
	コンビニ・薬局と 連携した実施	—	開始	開始	A	5か所開始
(2)はつらつシ ニアクラブの充 実	参加者数 年間1,800人 ／36回	年間1,414人 ／32回	年間1,800人 ／36回	年間1,482人 ／34回	B	高齢者対象のため、当 日の体調や天候により急 な欠席があることに加え、 新型コロナウイルス感染症 拡大防止により2回中 止した(申込件数は1,969 件)。
	実施箇所数 計18か所	計16か所	2か所増	2か所増	A	
(3)主体的に取 り組む介護予防	①練馬区オリジナル 三体操 普及拡大	—	拡大	拡大	A	
	②リハビリ専門職 派遣 年間65団体	年間59団体	年間65団体	年間63団体	B	派遣決定団体は65団体 だったが、新型コロナウィ ルス感染症拡大防止のた め2団体が実施を延期し た。
	③介護予防・生活支 援サービス 利用者数 年間5,700人	年間5,067人	年間5,340人	年間4,922人	B	新型コロナウイルス感染 症拡大防止により一部事 業を中止したため利用者 が減少した。

Ⅲ 安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 重度障害者への支援の充実						
(1) 住まいの確保	重度障害者グループホームの整備 計27室程度	計17室	—	—	A	
	北町2丁目(都有地)での整備 開設(10室程度)	整備事業者選定	工事	工事	A	
	石神井町福祉園用地での整備 運営事業者選定	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	A	
	中軽度障害者グループホームの整備 計537室	計447室	30室	48室	A	整備数の目標は達成したものの、当初想定していなかった建物の老朽化等による移転・閉所が相次ぎ、純増数が28室であったため、総合的に評価した。
(2) 医療的ケアに対応したショートステイの整備	開設準備	—	関係機関調整	関係機関調整	A	
(3) 日中活動の場・福祉園の整備	工事	基本設計 実施設計(一部)	実施設計	基本設計 実施設計(一部)	B	都との国庫補助協議に時間を要したため。
(4) 放課後等デイサービス事業所への支援	補助制度の開始	—	検討	検討	A	
(5) 居宅訪問型児童発達支援事業の開始	居宅訪問型児童発達支援事業の開始	検討	実施準備	実施準備	A	令和2年4月から事業開始
(6) 地域生活支援拠点の整備	①障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」	開始	検証・充実	検証・充実	A	
	②重度障害者グループホームと一体となった「多機能拠点整備型」					
	北町2丁目(都有地)での整備 開設(10室程度) 【戦略計画7-1の再掲】	整備事業者選定	工事	工事	A (再掲)	
	石神井町福祉園用地での整備 運営事業者選定 【戦略計画7-1の再掲】	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	A (再掲)	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
2 就労支援の充実・農福連携の推進						
	①福祉施設等から 一般就労した年間の 障害者数 年間 200人	年間 226人	年間 200人	年間 204人	A	
	②就労定着支援事業 の利用者数 年間 160人	年間 98人	年間 100人	年間 140人	A+	当初の想定より早く区内 外の就労定着支援事業所 の事業指定が進み、利用 促進につながった。
	③農福連携の推進					
	農福連携作業に 携わる障害者施 設数 計9施設	計6施設	1施設増	1施設増	A	
福祉連携農園の 検討	—	検討	検討	A		
3 障害特性に応じたきめ細やかな対応						
(1)精神障害者 等への支援の充 実	①相談体制の充実					
	訪問支援体制 の強化	地域精神保健 相談員 4名配置	体制強化	体制強化	A	令和2年度 保健相談所に地域精神保 健相談員4名増員(計8名 配置)
	②社会参加と地域理解の促進					
	居場所に関する 情報の発信	—	検討	検討	A	
(2)高齢化等に 対応するための 福祉作業所等の 機能の見直し	① 福祉作業所 機能見直し の検討	検討	検討	方針決定	A+	令和2年3月策定の公共 施設等総合管理計画実施 計画において、民営化の 際に、利用者の高齢化や 障害の重度化に対応する ため機能を拡充し、生活介 護事業を開始することと した。
	② 障害者地域活 動支援センター (谷原フレンド) 生活介護事業 への機能転換	方針決定	調整	調整	A	
(3)保育所等訪 問支援事業の開 始	保育所等訪問支援 事業の開始	検討	実施準備	実施準備	A	令和2年4月から事業開始
戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援						
取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実						
	相談窓口への 弁護士の配置	プロジェクトの 効果・検証	相談窓口への 弁護士の配置	相談窓口への 弁護士の配置	A	
	出張相談の 開始		出張相談の 開始	出張相談の 開始	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
2 生活保護受給世帯等の子どもに対する支援の充実						
(1) 生活保護受給世帯の子どもへの支援の充実	①子ども支援員の体制強化	支援の実施	—	—	—	
	②支援拠点計2か所	1か所	調整	調整	A	
(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施【戦略計画4-15の再掲】	中3勉強会(7か所) 年間80回	年間56回	年間80回	年間80回	A (再掲)	
3 生活保護受給世帯に対する自立支援の充実						
	生活保護受給世帯に対する自立支援の充実	実施	充実	充実	A	
4 新しい児童相談体制の構築【戦略計画2-4の再掲】						
	① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実					
	支援体制の強化	心理 5人 保健師 4人 福祉等 15人 非常勤相談員 10人	増員	増員 (心理 2人) (福祉 3人)	A (再掲)	
	スーパーバイザーの配置(弁護士・児童相談所OB等)	—	配置	配置 (弁護士 延24人) (児童相談所OB 延22人)	A (再掲)	
	② 都児童相談センターとの連携の強化					
	都との協議 都と共同で取り組む仕組みの構築	協議開始	協議	協議	A (再掲)	
	都児童相談センターへの区職員派遣 拡大	課長級 (月2回1人) 一般職員 (通年1人)	課長級 (通年1人) (月2回1人) 一般職員 (通年1人)	課長級 (通年1人) (月2回1人) 一般職員 (通年2人)	A+ (再掲)	都児童相談センターとの連携強化を目的に、7月から一般職員の派遣人数を増やしたため。
	要支援家庭を対象としたショートステイ事業 受入対象年齢の拡大	拡大の検討 (対象年齢 2-12歳)	拡大 (対象年齢 0-12歳)	拡大 (対象年齢 0-12歳)	A (再掲)	
	協力家庭によるショートステイ事業の実施	—	検討	検討	A (再掲)	
	都児童相談センターからの事案送致・指導措置委託	協議	開始	開始	A (再掲)	

戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 病床の確保						
(1) 順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充	病床数 計490床	400床	—	—	-	
	外来棟 建設工事 (完了)	建設工事	工事	工事(完了)	A	
	既存病棟 改修工事 (完了)	実施設計	工事	工事	A	
	練馬高野台 いきいき歩道橋 改修工事(完了)	—	設計・工事	工事(完了)	A	
	整備費補助	—	—	—	-	
	救急医療および災害 時医療に関する関係 機関との調整	調整	調整	調整	A	
(2) 練馬光が丘 病院の移転・改 築	工事 (完了)	基本設計	実施設計	実施設計(完了)	A	
	整備費補助	整備費補助	整備費補助	整備費補助	A	
	病院用地整備工事 (完了)	設計	工事	工事(完了)	A	
(3) 高野台新病 院の整備	開院	基本設計	実施設計	実施設計 (完了)	A	
	設備整備費補助 利子補給	—	—	—	—	
(4) 新たな病院 整備の検討	関係機関との 調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	A	

2 在宅医療の提供体制の充実

	練馬区医師会による (仮称)医療連携・在 宅医療サポートセン ターの開設	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	A	
--	---	--------	--------	--------	---	--

戦略計画10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 地域で取り組む健康づくり						
(1) みどり健康 プロジェクトの 実施	① 練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」					
	コンテンツの 充実	検討	充実	充実	A	
	登録人数 20,000人	登録人数 8,300人	13,000人	12,545人	B	新型コロナウイルス感染症により、事業者や地域団体へのアプリ周知啓発チラシの配布を控えたため。
	② 健康キャンペーンの充実	実施	充実	充実	A	
(2) 子どもの頃 からの健康教育	がん予防教室 の実施	検討	教材の 作成・配布	教材の 作成・配布	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(3) こころの健康を支える地域づくり	自殺対策の推進					
	ゲートキーパー養成講座計21回実施(受講者延べ1,050人)	年4回実施(受講者160人)	年7回実施(受講者350人)	年7回実施(受講者295人)	B	新型コロナウイルス感染症により、受講の辞退があったため。
	相談窓口案内の周知	検討	作成・周知	作成・周知	A	
	支援者向け自殺予防の手引きの周知	検討	検討	検討	A	
2 健診(検診)環境の充実						
	受診環境の整備	関係機関調整	関係機関調整 胃内視鏡検査受診場所の拡大	関係機関調整 胃内視鏡検査受診場所の拡大(43か所)	A	

IV 安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進						
(1) 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の推進	①江古田北部地区 道路整備 21工区 公園整備 9か所 密集事業終了 地区計画決定(一部)	道路整備 21工区 公園整備 9か所 密集事業終了 地区計画決定(一部)	地区計画決定(一部)	地区計画決定(一部)	A	
	②北町地区 道路整備 12工区 公園整備 6か所 密集事業終了 地区計画決定(一部)	道路整備 11工区 公園整備 6か所 地区計画決定(一部)	1工区 密集事業終了 地区計画決定(一部)	1工区 密集事業終了 地区計画決定(一部)	A	
	③貫井・富士見台地区 地区計画決定(一部) 新防火規制区域の指定(一部) 新規路線用地買収(一部) A路線用地買収(一部) 富士見台駅周辺交通施設 関係機関調整	地区計画決定(一部) 指定(一部) 新規路線選定 用地買収 検討	次期地区計画区域の選定 次期新防火規制区域の選定 測量 用地買収 検討	次期地区計画区域の選定 次期新防火規制区域の選定 測量 用地買収 検討	A	
	④桜台地区 整備計画の策定 重点地区まちづくり計画決定	新規地区選定 —	まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画の検討 区域の指定	まちづくり協議会の準備会の開催 重点地区まちづくり計画の検討 区域の指定	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
	(2) 防災まちづくり推進地区における改善事業 新防火規制区域の指定	制度の検討 —	構築事業地区の指定(3地区程度) —	構築事業地区の指定(3地区) —	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(3) 建築物の耐震化	①特定緊急輸送道路沿道の耐震化助成 耐震化計画 98件/101件	耐震診断 平成27年度に 101件全て終了 97/101件 実施設計 69件 耐震性有と判明 15件 除却 13件	1件 実施設計 1件	2件 実施設計 2件	A	
	耐震化済 77件/101件	74/101件	3件	6件	A+	区の啓発活動の継続により、施主の理解が得られたため。
	②一般緊急輸送道路沿道、災害時医療機関等、その他の耐震助成 耐震診断 計129件 実施設計 計39件 耐震改修 計19件	計91件 計14件 計8件	18件 12件 5件	21件 8件 5件	A	
	③住宅の耐震助成 耐震診断 計915件 実施設計 計897件 耐震改修 計743件	計765件 計747件 計593件	50件 50件 50件	31件 24件 21件	B	施主側で工事等を行うための資金を確保できないなどの問題があったため。
(4) 都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成	防火地域の指定 (8地区)	指定 (放射7号線沿道、環状7号線沿道、補助134号線沿道等)	指定(2地区)	0地区	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
2 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）						
	①雨水貯留浸透施設設置 計25地区	計22地区	3地区工事	3地区工事	A	
	②水位観測カメラ設置 計14台	計13台	1台	1台	A	
	③総合治水計画の改定と対策の実施	—	調査	調査	A	
	④河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請	改修率 石神井川 79% 白子川 25%	要請	要請	A	
3 地域危険度の啓発とリスクに即した訓練						
(1) 地域別防災マップの作成・訓練の実施	3地域作成	1地域選定	1地域選定 1地域作成	1地域選定 1地域作成	A	
(2) 避難行動要支援者の安否確認体制の強化	避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施	現況調査の実施	新たな名簿の配備	新たな名簿の配備	A	
		新たな名簿の作成	新たな名簿を活用した訓練の検討	新たな名簿を活用した訓練の試行実施	A	モデル地区による安否確認訓練の試行実施

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(3) 防災の手引 および浸水ハ ザードマップの 全面改定・全戸 配布	全面改定 全戸配布	—	改定 配布	改定 配布	A	
(4) 備蓄物資の 充実および倉庫 整備	備蓄物資拡充 (避難拠点用)				A	
	食料等 計118,300人分	計93,100人分	8,400人分	8,400人分		
	組立トイレ 計103台配備	計35台	35台	35台	A	
	備蓄物資拡充 (帰宅困難者用)				A	
	食料等 計84,880人分	計42,880人分	14,000人分	14,000人分		
	備蓄倉庫整備				A	
	計21か所	計19か所	1か所	1か所		
(5) ねりま防災 カレッジ事業の 充実	年間受講者数				B	令和2年2月以降、新型 コロナウイルス感染症拡 大防止のため、カリキュラ ム4件が中止となった。
	1,005人	970人	1,005人	646人		
	VRプログラムの実 施・充実	—	導入準備	導入準備	A	
(6) 区民防災組 織等の取組支援	防災訓練年間 参加者数				B	台風19号の影響により、 防災訓練14件が中止と なった。また、令和2年2月 以降については、新型コロ ナウイルス感染症拡大防 止のため、防災訓練32件 が中止となった。
	75,000人	72,000人	73,000人	70,976人		

関連する事業

1 都市インフラの計画的更新

	①橋梁					
	調査 計25橋 設計 計20橋 工事 計24橋	調査 計15橋 設計 計9橋 工事 計9橋	4橋 3橋 5橋	4橋 3橋 6橋	A	
	②公園遊具				A	
	更新 計227基	計170基	3基	3基		
	③公園灯・街路灯 の省エネ化					灯具交換や灯柱建替で はなく、ランプ交換のみで 完了した箇所が多かった ため。 既存照明器具の修繕部 品が生産中止により調達 が困難となり、計画を前倒 したため。
公園灯 省エネ化 計1,847基	計1,127基	240基	278基	A+		
街路灯 省エネ化 計19,008基	計10,308基	2,900基	4,772基	A+		
④道路陥没対策						
柵取付管取替 計7,878か所 延長37,900m	計4,878か所 延長22,900m	1,000か所 延長5,000m	983か所 延長4,300m	A		
路面下空洞調査 延長約198km	路面下空洞調査 (延長約28km) 対象路線:緊急輸送 道路	効率的な手法の 検討	効率的な手法の 検討			
	道路占用企業者との 路面下空洞復旧に 関する覚書締結			A		

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
2 地域の安全対策の推進						
	①地域防犯防火運 携組織 計39組織	計30組織	3組織設立	設立無し	B	各小学校およびPTA、小 学校PTA連合会に対し、働 きかけを行ったが、設立に は至らなかった。
	②防犯カメラ設置 新規160台 (計887台) 更新60台	計727台	新規60台 更新20台	新規156台 更新0台	A+	都の補助率上乘せの最 終年度であり、需要が大き かったため。

戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		

1 都市計画道路の整備

(1)都市計画道路 の整備（区施行）	都市計画道路の 整備 事業完了 1区間 事業中 7区間					
	①補助132号線 Ⅲ期 整備(一部)	設計 整備	設計 整備	設計 整備	*	
	②補助135号線お よび補助232号線 (大泉学園駅南側 地区) 地区計画素案検討	有識者委員会に よる検討	有識者委員会に よる検討・提言 取組方針策定 重点地区まちづく り計画の検討区 域の指定	有識者委員会に よる検討・提言	*	
	事業認可(一部) 合意形成活動 生活再建支援事業	合意形成活動	合意形成活動 測量 生活再建支援事業	合意形成活動		
	③補助135号線 (補助156号線交 差部) 事業認可 用地買収(一部)	測量 設計	関係機関調整 設計	関係機関調整 設計	*	
	④補助135号線 (補助230号線交 差部) 事業認可 用地買収(一部)	測量 設計	事業認可 用地買収	事業認可申請 設計	*	
	⑤補助135号線 (青梅街道～ 新青梅街道間) 関係機関調整	—	関係機関調整	関係機関調整	*	
	⑥補助230号線 (青梅街道～新青 梅街道間) 設計	—	関係機関調整	関係機関調整	*	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(1)都市計画道路 の整備(区施行) (続き)	⑦補助232号線 I-2期 事業認可	関係機関調整	測量	測量	*	
	⑧補助235号線 整備(完了)	設計 整備	設計 整備	設計 整備	*	
	⑨区画街路1号線 整備(一部)	設計 整備	設計	設計	*	
	⑩外環の2(上石 神井駅交通広場) 用地買収(一部)	事業認可 設計	用地買収	—	*	令和元年度は、用地買収にかかる物件調査・補償金積算、および関係機関との調整を実施した。
(2)外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	①沿道のまちづくり					
	<外環道大泉JCT周辺地区> 地区計画原案作成	事業手法検討	地区計画素案検討	地区計画素案検討	A	
	<外環の2沿道(新青梅街道～前原交差点間)> 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	まちづくり方針の検討	まちづくり方針の策定	まちづくり方針の策定	A	
	<外環の2沿道(上石神井駅周辺)>【戦略計画13-1の再掲】 地区計画決定	事業手法検討	地区計画素案作成	地区計画素案検討	B (再掲)	計画策定を丁寧に進めているため。
	<外環道青梅街道IC周辺地区> 重点地区まちづくり計画決定	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	B	地域の方々とのまちづくりの検討を進める協議が整わないため。
	②外環の2整備促進					
	<千川通り～新青梅街道間> 整備促進	事業認可(都)	整備促進	整備促進	A	
<その他区間> 事業化に向けた働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	A		

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(3) 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり	①放射35号線沿道					
	<沿道周辺北町地区> 地区計画決定	地区計画素案作成	地区計画原案作成	地区計画原案作成	A	
	<平和台駅周辺地区> 地区計画決定(一部)	地区計画決定(一部)	地区計画素案作成(一部)	地区計画素案検討(一部)	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
	<環状8号線横断地下通路> 整備(一部)	関係機関調整	設計	設計	A	
	<平和台駅周辺交通施設> 関係機関調整	検討	検討	検討	A	
	②放射36号線沿道					
	<沿道周辺地区> 地区計画決定(一部)	重点地区まちづくり計画案の作成	重点地区まちづくり計画決定 地区計画素案作成(一部)	重点地区まちづくり計画決定 地区計画素案検討(一部)	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
	<氷川台駅周辺交通施設> 関係機関調整	検討	検討	検討	A	
(4) 補助156号線沿道等のまちづくり	①補助156号線沿道のまちづくり					
	重点地区まちづくり計画決定	重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画案の検討	まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画案の検討	A	
	②保谷駅前地区のまちづくり					
都道沿道の街並みルールの策定	都道沿道の街並み検討	都道沿道の街並みルールの策定	都道沿道の街並みルールの策定	A		
2 西武新宿線の立体化						
	立体化の促進	促進	促進	促進	A	
	鉄道付属街路等の事業着手に向けた準備	都市計画原案作成	都市計画案作成	都市計画案作成	A	
	促進協議会運営	促進協議会による要請活動	運営	運営	A	
	沿線区市とまちづくりの取組等について連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
3 大江戸線の延伸						
	諸手続の促進	促進	促進	促進	A	
	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	A	
	大江戸線延伸推進 基金 計50億円	計43億円	7億円積立	7億円積立 (計50億円)	A	
4 みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進						
	みどりバスの再編 (保谷・関町・大泉・南大泉 ルート)	再編に向けた調整 (保谷・大泉・南大泉 ルート)	再編に向けた 調整(保谷・大 泉・南大泉 ルート)	再編に向けた 調整(保谷・大 泉・南大泉 ルート)	A	
	みどりバスの運行 本数の一部増便	検討	検討	検討	A	
	みどりバス停留所 の新設	新設	新設	新設	A	
	既存路線バスの再 編等に向けた検討	検討	検討	検討	A	
関連する事業						
1 生活幹線道路の整備						
	生活幹線道路の 整備 事業完了 1区間 事業中 5区間					
	(1)練馬主要区道 3号線 事業区域決定 (1工区)(2工区) 用地買収(一部)	測量	事業区域決定 (1工区) 用地買収 測量 事業区域決定 (2工区)	事業区域決定 (1工区) 測量 事業区域決定 (2工区)	*	
	(2)練馬一般区道 22-101号線3工 区および練馬主 要区道39号線 用地買収(一部) 整備(一部)	用地買収 関係機関調整 設計	用地買収 整備	用地買収 整備	*	
	(3)練馬主要区道 30号線 関係機関調整	整備(一部)	関係機関調整	関係機関調整	*	
	(4)練馬主要区道 32号線 整備(一部)	整備	整備	整備	*	
	(5)練馬主要区道 56号線 用地買収 整備(一部)	用地買収 設計 整備	用地買収 整備	整備	*	
	(6)練馬主要区道 67号線 用地買収 整備(完了)	用地買収 整備	用地買収 整備	用地買収 整備	*	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
2 自転車駐車場の整備						
	①自転車駐車場 整備					
	平和台駅地下	整備	整備(1,900台)	整備(1,860台)	A	
	平和台駅地上	概略設計	関係機関調整	関係機関調整	A	
	氷川台駅第九	整備	整備(500台)	整備(500台)	A	
	氷川台駅周辺	事業手法検討	事業手法検討	事業手法検討	A	
	光が丘	設計	改修整備	改修整備	A	
②自転車ラック等 改修						
改修 計41か所	計33か所	7か所	7か所	A		
3 自転車レーンの整備						
	関係機関への 働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	A	
	整備内容の検討・ 調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	A	
	補助132号線Ⅰ・Ⅱ 期への自転車走行 空間の設置	—	—	—	—	
	補助132号線Ⅲ期 への自転車走行空間 の設置	—	—	—	—	
4 無電柱化の推進						
	無電柱化 【事業完了】11路線 〔延長2,841m〕 【事業中】13路線	【事業完了】9路線 〔延長2,161m〕 【事業中】 10路線				
	道路新設等に伴い無電柱化する路線					
	①補助132号線Ⅲ 期 整備(一部)		設計 整備	設計 整備	*	
	②補助135号線 (補助156号線交 差部) 事業認可 用地買収(一部)		—	—	—	
	③補助135号線 (補助230号線交 差部) 事業認可 用地買収(一部)		事業認可 用地買収	事業認可申請 設計	*	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
	④補助232号線 I-2期 事業認可		—	—	—	
	⑤補助235号線 整備(完了)		設計 整備	設計 整備	*	
	⑥区画街路1号 線 設計		—	—	—	
	⑦外環の2(上石 神井駅交通広場) 用地買収(一部)		用地買収	—	*	令和元年度は、用地買 収にかかる物件調査・補 償金積算および関係機関 との調整を実施した。
	⑧主要区道2号 線 (貫井・富士見台 地区A路線【戦略 計画11-1の再掲】 用地買収(一部)		用地買収	用地買収	* (再掲)	
	⑨主要区道3号 線 事業区域決定 用地買収(一部)		事業区域決定 用地買収	事業区域決定	*	
	⑩主要区道32号 線 整備(一部)		整備	整備	*	
	⑪主要区道56号 線 用地買収 整備(一部)		用地買収 整備	整備	*	
	⑫主要区道67号 線 用地買収 整備(完了)		用地買収 整備	用地買収 整備	*	
	既存道路を無電柱化する路線					
	⑬補助235号線 路線指定 整備(一部)		設計 路線指定	設計 路線指定	*	
	⑭補助237号線 設計		—	—	—	
	⑮補助301号線 設計 路線指定		—	—	—	
	⑯主要区道6号 線(I期) 整備(一部)		整備	整備	*	
	⑰石神井公園駅 南口商店街通り の整備【戦略計画 13-5の再掲】 設計		—	—	— (再掲)	

戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 西武新宿線沿線まちづくり						
(1) 上石神井駅 周辺地区のまち づくり	①駅前のまちづくり 事業計画検討	事業手法検討	事業計画検討	事業計画検討	A	
	②外環の2沿道 まちづくり 地区計画決定	事業手法検討	地区計画素案 作成	地区計画素案 検討	B	計画策定を丁寧に進め ているため。
	③交通広場の整備 【戦略計画12-1の 再掲】 用地買収(一部)	事業認可 設計	用地買収	—	* (再掲)	令和元年度は、用地買 収にかかる物件調査・補 償金積算、および関係機 関との調整を実施した。
(2) 武蔵関駅周 辺地区のまちづ くり	①駅周辺のまちづくり 地区計画原案作成 建築物共同化検討	整備計画策定	地区計画素案検討 検討	地区計画素案検討 検討	A	
	②交通広場の整備 事業着手に向けた 準備 設計	都市計画原案作成	都市計画案作成	都市計画案作成	A	
	③補助230号線(青梅街 道～新青梅街道間) 【戦略計画12-1の 再掲】 設計	—	関係機関調整	関係機関調整	* (再掲)	
(3) 上井草駅周 辺地区のまちづ くり	下石神井四丁目地区 のまちづくり 事業計画検討 杉並区との調整	整備計画策定 調整	事業手法検討 調整	事業手法検討 調整	A	
2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり						
	①地区計画決定 〈大泉町二丁目 地区〉 地区計画決定	まちづくり計画の検討	地区計画素案作成	地区計画素案検討	B	まちづくり協議会を設立 し、まちづくりの方向性 について丁寧に議論を進め ているため。
	〈大泉学園町地区〉 地区計画決定	地区計画素案作成	地区計画原案作成 地区計画決定	地区計画素案作成	B	合意形成活動を丁寧に 進めているため。
	〈補助233号線沿 道地区〉 地区計画決定	重点地区まちづくり計 画の検討区域の指定	重点地区まちづく り計画案の作成	重点地区まちづく り計画案の検討	B	まちづくり協議会を設立 し、まちづくりの方向性 について丁寧に議論を進め ているため。
	②(仮称)大泉学園町 駅予定地周辺のまち づくり 事業計画作成	整備計画検討	事業手法検討	事業手法検討	A	
	③補助135号線 (補助230号線交差 部)【戦略計画12-1の 再掲】 事業認可 用地買収(一部)	測量 設計	事業認可 用地買収	事業認可申請 設計	* (再掲)	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
3 地域の拠点である駅周辺のまちづくり						
(1) 石神井公園 駅周辺地区のま ちづくり	①南口西地区市街地 再開発事業 事業認可	合意形成活動	都市計画素案 作成	都市計画素案 作成	A	
	②補助132号線 沿道周辺地区 地区計画変更決定	地区計画変更素案 検討	地区計画変更 原案作成 地区計画変更 決定	地区計画変更 素案作成	B	関係機関とのスケジュール調整の結果、市街地再開発事業の都市計画決定と同時に都市計画変更の決定をすることとしたため。
	③商店街通りの整備 街並み整備計画の 策定 無電柱化の設計	街並み整備の検討 合意形成活動	街並み整備計画 案の作成	街並み整備と 無電柱化の検討	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
	④補助132号線Ⅲ期 【戦略計画12-1の 再掲】 整備(一部)	設計 整備	設計 整備	設計 整備	* (再掲)	
	⑤補助232号線 Ⅰ-2期【戦略計画 12-1の再掲】 事業認可	関係機関調整	測量	測量	* (再掲)	
4 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実						
(1) 駅における2 ルート目のバ リアフリー化され た経路の確保	①光が丘駅 エレベーター整備に 向けた調整 エスカレーターの 整備(完了) スロープ等の整備 (完了)	鉄道事業者等との 協議 検討 検討	協議 設計 設計	協議 設計 設計	A	
	②小竹向原駅 エレベーター整備に 向けた調整	鉄道事業者等との 協議	協議	協議	A	
(2) 公共施設と 駅を結ぶルート のバリアフリー 化	改善方針に基づく バリアフリー化の推進	ガイドライン策定 ルートの選定および 改善方針の策定	改善方針に基づ くバリアフリー化 の推進 (モデル事業 1地区)	改善方針に基づ くバリアフリー化 の推進 (モデル事業 1地区)	A	
5 まちづくり条例の改正						
	まちづくり条例の 改正・運用	—	改正・運用	改正	A	令和2年4月1日施行・運 用開始

戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 みどりのネットワークの形成						
(1) みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト	稲荷山公園 事業説明会の開催 測量	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム 作成	基本計画策定 事業スキーム 作成	A	
	大泉井頭公園 関係機関調整	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム 作成	基本計画策定 事業スキーム 作成	A	
(2) 練馬城址公園をにぎわいの拠点に	公園整備に向けた 東京都との調整	調整	調整	調整	A	
(3) 特色ある公園等の整備	整備完了 6か所 新設 1か所 拡張 2か所 改修 3か所					
	新設 3か所					
	①上石神井こもれび公園 (仮称上石神井三丁目公園)	用地買収 設計	整備	整備	A	
	②(仮称)石神井台六丁目緑地	—	—	—	—	
	③(仮称)大泉学園町六丁目公園	—	—	—	—	
	拡張 5か所					
	④大泉学園町希望が丘公園	設計	設計 整備	設計 整備	A	
	⑤こどもの森緑地	—	事業認可 用地買収 設計	事業認可 用地買収 設計	A	
	⑥こぐれの森緑地	—	—	—	—	
	⑦北原公園	—	—	—	—	
	⑧石神井松の風文化公園	—	—	—	—	
	改修 4か所					
	⑨四季の香公園 (西欧庭園区域) 四季の香ローズガーデン拡充	事業認可 設計	設計	設計	A	
	⑩田柄川緑道 (放射35号線交差点部)	—	設計	設計	A	
⑪和田堀緑道	—	—	—	—		
⑫豊玉中いっちょうめ公園	設計	整備	整備	A		
(4) 都市インフラの整備におけるみどりの創出	都市インフラの整備に合わせたみどりの創出	関係機関への働きかけ・調整 ・放射35・36号線 ・外環の2 など ・石神井川河川改修	働きかけ・調整	働きかけ・調整	A	
		整備内容の検討・調整 ・主要区道67号線 ・区画街路1号線	検討・調整 ・補助235号線 ・主要区道56号線	検討・調整 ・補助235号線 ・主要区道56号線	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
(5) 重要な樹林地の保全	合意形成活動 都市計画決定 計7か所	合意形成活動 計3か所	合意形成活動 1か所	合意形成活動 1か所	A	
(6) みどりの美しい街並みづくり	①緑化取組 計15か所	計10か所	1か所	1か所	A	
	②サクラ並木の維持 外観診断183本 精密診断55本 更新 計63本	更新 計48本	外観診断183本 精密診断55本 5本	外観診断203本 精密診断61本 更新13本	A+	樹木診断結果により、不健全との判定を受けた樹木を早急に更新したため。

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

	①テーマ別 みどりの区民会議	開催	開催	開催	A	
	②個人のみどりを地域で守る仕組みの構築	事業内容の検討	モデル事業実施	モデル事業実施	A	
	③公園の区民管理の拡充 区民管理 23団体・31か所	関係団体への働きかけ 区民管理 20団体・27か所	働きかけ 区民管理開始 2団体・3か所	働きかけ 区民管理開始 2団体・3か所	A	
	④憩いの森の区民管理の拡充 区民管理2か所	育成事業2か所	育成事業2か所	区民管理開始 1か所 育成事業1か所	A+	南高松憩いの森の育成事業について、当初の予定を1年前倒して区民管理を開始したため。
	⑤みどりを守り育てる人材や団体の育成、マッチング	—	仕組みの構築	仕組みの構築	A	
	⑥新たな基金の運用	仕組み構築 募集メニューの検討	寄付募集	寄付募集	A	

戦略計画15 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 自立分散型エネルギー社会に向けた取組の推進						
①避難拠点でのEV(電気自動車)等の活用 「災害時協力登録車制度」登録者増	「災害時協力登録車制度」登録者増	「災害時協力登録車制度」の創設 EV販売事業者と「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」締結	周知	周知	A	
			実施	実施	A	
			全ての医療救護所にV2Lを配備 計10か所	計7か所	3か所	3か所
②区立小中学校(避難拠点)への太陽光発電設備等の導入 計14か所	計12か所	—	—	—		
③地域コジェネレーションの導入 順天堂練馬病院に導入 練馬光が丘病院に導入	基本協定締結	導入準備	導入準備	A		
	調整	基本協定締結	基本協定締結			

V いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考	
			当初計画	実績			
1 創業への総合的な支援の充実							
	①創業セミナー・創業支援融資の実施	創業セミナーの実施	実施	実施	A		
		創業支援融資の実施	実施	実施	A		
	②学生向け創業セミナー等の実施	—	学生向け創業セミナー等の開始	中止	B		令和2年3月に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。
	③空き店舗入居促進事業の実施	空き店舗入居促進事業の実施	実施	実施	A		
2 販路拡大など企業活動の活性化							
	①企業間交流の活性化、販路拡大支援の実施	産業見本市の実施	実施	実施	A		
		商談交流会の開始	実施	中止	B		令和2年3月に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。
	②産学連携セミナーの実施	—	産学連携セミナーの開始	産学連携セミナーの開始	A		
	③福祉・生活関連産業への支援の実施	セミナー・個別相談会の実施	実施	実施	A		
		専門アドバイザー派遣の開始	実施	実施	A		
	④事業承継支援の実施	セミナー・個別相談会の実施	実施	実施	A		
		専門アドバイザー派遣の開始	実施	実施	A		
	3 商店街や個店の魅力づくり						
	①お客が集まる個店づくり						
	まちゼミ支援の実施	実施	実施	実施	A		
	個店連携支援の実施	実施	実施	実施	A		
	店舗改修支援の実施	実施	実施	実施	A		
	②特色ある取組を行う商店街への支援の実施	実施	実施	実施	A		
	③商店街の魅力発信支援事業の実施	開始	実施	実施	A		

戦略計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 世界都市農業サミットの開催						
	世界都市農業サミット開催	プレイベント開催	世界都市農業サミット開催	世界都市農業サミット開催	A	
2 都市農地の保全に向けた取組の推進						
	①生産緑地貸借制度を活用した農地保全	農地所有者意向調査の実施 農地幹旋の仕組みの検討	農地幹旋の開始	農地幹旋の開始	A	
	②特定生産緑地の周知・指定	周知・調整	周知・調整	周知・調整	A	
	③農地を守る新たな仕組みづくりの検討	—	調査・検討	調査・検討	A	
	④制度改正に向けた取組の推進	要望・実現	国への要望活動	国への要望活動	A	
3 都市農業経営の支援						
	① 認定農業者・都市型認定農業者の新規認定 31経営体	22経営体	3経営体	4経営体	A+	農業委員会だよりでの周知等により制度内容が浸透してきた結果、認定を希望する農業者が想定よりも多くなったため。
	認定農業者・都市型認定農業者への支援の充実	—	検討	検討	A	
	② 生産緑地貸借制度を活用した農地保全【戦略計画17-2の再掲】	農地所有者意向調査の実施 農地幹旋の仕組みの検討	農地幹旋の開始	農地幹旋の開始	A (再掲)	
	農の学校 コース内容の見直し	4コース運営	検討	検討	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		

4 区民が農に親しむ取組の充実

①(仮称)農の風景公園の整備	基本構想策定	設計	設計	A		
②新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境整備						
区主催マルシェ実施	実施	ワールドマルシェ実施	ねりマルシェin世界都市農業サミット実施	A		
農業者等主催マルシェの支援実施場所3か所増	10か所実施	1か所増	1か所増	A		
練馬果樹あるファームの開設等支援 17件 情報発信	摘み取り園38園 直売所 51か所 実施	7件 充実	11件 充実	A+	農業者に対し、JAを通して積極的な働きかけを行った結果、当初の想定を超えた支援希望があったため。	
③生産緑地の貸借制度等を活用した区民農園の整備 2園整備	整備方針の検討	整備方針の策定 1園整備	整備方針の検討 1園整備	A	整備方針は引き続き検討する。	
④農と福祉の連携						
農福連携作業に携わる障害者施設数計9施設【戦略計画7-7の再掲】	計6施設	1施設増	1施設増	A (再掲)		
福祉連携農園の検討【戦略計画7-7の再掲】	—	検討	検討	A (再掲)		
⑤農を活用した高齢者の健康づくり	—	検討	検討	A		

戦略計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		

1 練馬独自の新しい美術館の創造

再整備基本構想に基づく設計	構想の検討	構想の策定	構想の検討 (委員会提言)	B	区立美術館には貫井図書館が併設されており、「これからの図書館構想」の検討結果を美術館再整備基本構想に反映させるため、策定期間を延期した。
---------------	-------	-------	------------------	---	--

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備 考
			当初計画	実績		
2 四季を感じ、誰もが楽しめる年中行事を開催						
	四季を感じられる イベントの開催	真夏の音楽会の 実施	実施	実施	A	
		花火フェスタの実施	実施	実施	A	
		練馬薪能の実施	実施	実施	A	
		Nerimaユニバーサル コンサートの 実施	実施	実施	A	
	区民自らが参加 して楽しむ事業の 実施	郷土芸能ねりま座 の実施	実施	実施	A	
		ジャズイベントの 実施	実施	実施	A	
		こどもアートアドベン チャーの実施	実施	実施	A	
		区民文化祭の実施	実施	実施	A	
3 ねりまの歴史を活かした映像文化のまちづくり						
	「映像文化のまち 構想」策定 映像文化イベントの 実施	検討	構想の策定 映像文化イベン トの実施	素案の公表 検討	B	・美術館再整備基本構想 とこれからの図書館構想 の内容に合わせるため。 ・構想の策定期間を延期し たことにより、映像文化イ ベントを実施しなかったた め。
4 練馬の魅力を効果的に発信						
	練馬の魅力の発信	世界都市農業 サミットイベント 開催【戦略計画17- 1の再掲】	世界都市農業 サミット開催	世界都市農業 サミット開催	A (再掲)	
		体験型ツアーの 実施	充実	充実	A	
		新たな情報マップの 作成	充実	充実	A	
	無料公衆無線LAN の整備 計32か所	計4か所	28か所増	28か所増	A	

戦略計画19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 練馬区初 公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」						
	練馬総合運動場公園での事業展開	開園式典、記念イベント開催	公認記録会の開催	公認記録会の開催	A	
2 区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備						
	① 大泉さくら運動公園庭球場等 整備	設計	整備	整備	A	
	② 大泉学園町希望が丘公園運動場(第Ⅱ期) 整備	設計	設計 整備	設計 整備	A	
	③総合体育館					
	改築に向けた検討	検討	検討	検討	*	現在地以外への移転も含め、様々な可能性について検討が必要なため。
	空調機の設置	—	設置	設置	A	
	④ 光が丘体育館 アリーナ床等改修	検討	設計	設計	A	
3 ユニバーサルスポーツフェスティバルの充実						
	ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開 計6か所	計3か所	1か所増	0か所	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、新規会場での開催を中止したため。
	障害者スポーツ指導員の確保・育成	検討・一部実施	実施	実施	A	
4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組						
	①区民や関係団体との協働による取組					
	関係団体との情報共有・意見交換	実施	実施	実施	A	
	応援プログラムへの参加促進	実施	実施	実施	A	
	練馬区発100万人のハンドスタンプアートプロジェクトの実施	開始	実施 (第1弾の公表・活用)	実施 (第1弾の公表・活用)	A	
	②効果的な機運醸成事業の実施					
	注目を集めるタイミングに合わせた事業実施	2年前事業 500日前事業	1年前事業 世界都市農業サミット運動事業	1年前事業 世界都市農業サミット運動事業	A	
	集客が見込める既存イベントでの出展	実施	実施	実施	A	

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
③各施策の充実と連動させた機運醸成の取組						
	ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開計6か所【戦略計画19-3の再掲】	計3か所	1か所増	0か所	B (再掲)	新型コロナウイルス感染症の影響により、新規会場での開催を中止したため。
	世界都市農業サミット開催【戦略計画17-1の再掲】	プレイベント開催	世界都市農業サミット開催	世界都市農業サミット開催	A (再掲)	
	ねりまワールドフェスティバルの実施	国際交流のつどいワールドマーケット実施	ねりまワールドフェスティバルの実施	ねりまワールドフェスティバルの実施	A	

VI 区民とともに区政を進める

戦略計画20 区民協働による住民自治の創造

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 町会・自治会の活性化						
	町会・自治会組織の基盤強化	加入促進活動の実施	実施	実施	A	
2 協働の取組の活性化						
(1) 相談情報ひろばの増設	相談情報ひろば計14か所	計10か所	4か所開設	開設無し	B	事業のあり方について検討を継続しており、新規のひろば開設を見送ったため。
(2) パワーアップカレッジねりまのリニューアル	パワーアップカレッジねりまのリニューアル	開始準備	開始準備	開始準備	A	
3 地域おこしプロジェクトの充実						
	地域おこしプロジェクトの支援内容の充実	検討	検討	検討	A	

戦略計画21 窓口から区役所を変える

取組名	令和3年度目標	平成30年度末の 現況	令和元年度		進捗状況	備考
			当初計画	実績		
1 窓口から区役所を変える						
(1)「待たない」	① 区役所に行かなくても、自宅や近所で手続きができます					
	(ア)電子申請の拡大	乳幼児一時預かり事業 インターネット予約システム運用開始 【戦略計画1-1の再掲】	検討	構築	構築	A (再掲)
		保育園入園申請のオンライン手続きの導入 検討【戦略計画1-8の再掲】	検討	検討	検討	A (再掲)
		全庁的な電子申請の推進	調査・検討	実施	実施	A
	(イ)電子決済方法の多様化	システム改修 (住民税・軽自動車税)	運用開始 (住民税・軽自動車税)	運用開始 (住民税・軽自動車税)	A	
	②来庁前に、窓口の混雑状況が分かり、事前に準備ができます					
		窓口情報提供システムの拡大 計17か所	1か所 (保育課入園相談係)	16か所導入 (練馬区民事務所ほか)	16か所導入 (練馬区民事務所ほか)	A
	自宅で印刷できる申請書類の範囲拡大	—	実施	実施	A	
(2)「まごつかない」案内が正確・迅速に行われます	フロアマネージャーのサービス内容の充実 (区民事務所6か所)	検討	充実	充実	A	
	フロアマネージャーの常時配置 (区民事務所3か所)	2か所 (練馬・石神井区民事務所)	1か所 (光が丘区民事務所)	1か所 (光が丘区民事務所)	A	
	FAQの職員活用	検討	開始	開始	A	
	窓口対応力向上研修の充実	—	充実	充実	A	
(3)「何度も書かない」複数の申請書が一括して作成できます	申請書一括作成システムの導入 (区民事務所6か所)	検討	構築	構築	A	
(4)事務処理ミスの防止	事務処理の見直し	検討	実施	実施	A	

参考

第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、令和12（2030）年を年限とする国際目標です。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、SDGsを原動力とした地方創生の推進を求めており、区としては、第2次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsに掲げる17のゴール



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

令和 2 年第三回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育ICTについて

【質問】

新型コロナウイルス感染症による学校の休校が発生し、区は区立小中学生に 1 人 1 台、約 47,000 台を今年度中にタブレットを配備することとした。今後どのような手順で配備していくのか、また、どのような機種・仕様のタブレットとなるのかを伺う。

児童生徒が自宅にタブレットを持ち帰り使用する際に、教育目的以外で使用しないようしっかり指導すると共に、保護者に対しても注意喚起し理解を得なければならない。学校側の努力が平時より必要になると共に保護者の理解・協力を得る努力も必要であるが、区はどのように考えているか、所見を伺う。

平時における授業でタブレットを使用する際は、今まで以上に教育効果が上がるような利用方法を考えなければならない。教育効果を上げるための研修や情報共有をどのように行っていくのか区の所見を伺う。

緊急事態宣言中に、区教育委員会公式YouTubeチャンネルを開設し、9本の動画を掲載したが、運動やストレッチなど内容も撮影場所も様々な面でクオリティが高いといえるものがある。今後、指導スキルの高い教員による、学習効果が向上するようなクオリティの映像授業を行っていくことが必要だと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

タブレットパソコンについては、本年 5 月の補正予算において、全校配備する経費を計上した。入札により、機器の調達や回線等の事業者選定を終え、年度末までに全児童生徒への配備を完了する。どのように各校に配備するかなどについて、現在、事業者と実務的な検討を進めている。タブレットは、使用場所を選ばないLTE回線とするとともに、モデル校における効果検証を踏まえ、使いやすく起動時間が速い機種を採用した。

適切な利用のためには保護者の理解と協力が欠かせない。家庭向けマニュアルなどを作成し、保護者会等において丁寧な説明を行っていく。

先行してタブレットを配備しているモデル校 2 校で研究発表会を実施し、タブレット等を活用した授業づくりのノウハウを学べる機会を設けるとともに、全教員を対象としたタブレット操作講習会を実施する。また、学校を巡回して授業等の補助を行うICT支援員を今年度増員し、積極的な活用を促しているほか、ICTが効果的に活用された事例などを収集して情報発信するなど、教員のICT活用技術の向上を図り、利活用の促進につなげていく。

教育委員会の公式動画チャンネルは、臨時休校延長への対応として急遽作成したものである。今後は、より見やすい動画となるよう改善していく。

教育について 1

【質問】

今年度から実施されている新学習指導要領には、「持続可能な社会の創り手となる」との文言が盛り込まれており、SDGsを活かした教育をさらに進めていくべきと考えるが所見を伺う。また、今後の展望について併せて伺う。

SDGsにおいて、無償の初等・中等教育の普及、男女の教育機会均等、教育における合理的配慮などが盛り込まれている。特に、増加している外国籍の子供たち・性的マイノリティー等に対する合理的配慮、支援をもう一步強化すべきと考えるが、所見を伺う。

文部科学省は、不登校の子供たちに対してICTを使って計画的な学習を実施すれば出席扱いにできると通知した。これは不登校児童生徒が自宅でのオンライン授業によって出席扱

いとなるもので、不登校支援の可能性が大きく広がった。「誰1人取り残さない」社会の実現を目指すためにICT教育環境を整え、不登校対策をさらに図っていただきたいと考えるが、区の所見を伺う。

中央教育審議会は、2022年度より小学校5・6年生で教科担任制を導入する案を示した。令和元年第三回定例会で小学校の教科担任制の推進を訴えたが、その後の検討状況を伺う。

他自治体で導入されている教育改革の1つにチーム担任制がある。集中する学級担任教員への業務負担を軽くし、学年の先生全員がチームとして柔軟な発想で取り組むチーム担任制など教育改革を推進していただきたいが、所見を伺う。

【答弁】

各学校では環境教育や防災教育、国際理解教育など様々な教育活動が行われており、それぞれがSDGsに示される「17の目標」と関連性のある指導として行われている。今後も持続可能な社会を創造する次代の担い手を育む教育を推進していく。

外国籍の子供たちや性的マイノリティー等についても、当該児童生徒が適切な支援や配慮を受けられるよう、必要な対応等について検討していく。

区では、現在15校にタブレットパソコンを配備し、教室以外の別室に登校する児童生徒を対象にモデル事業を実施している。また、適応指導教室に、動画等を用いて行うオンデマンド授業を試験導入して、家庭学習などで活用している。ICTを活用した学習は、自分のペースで繰り返し学ぶことができ、学習に前向きになるなどの成果が出ている。今年度末には、タブレットパソコンが区立小中学校の全児童生徒に配備されることを踏まえ、モデル事業の成果をもとに、ICTを活用した不登校対策のさらなる充実を図っていく。

小中一貫校である区立大泉桜学園では、小学校教員が自身の専門性を生かし、担任同士で授業を交換して行う教科担任制を部分的に導入している。現在は区立小学校8校でも交換授業を始めている。一方、学級担任が児童と接する時間が減り、児童の把握がしづらくなる課題が依然としてある。実施校の状況を検証しつつ、引き続き研究を進めていく。

「チーム担任制」については、複数の目で子供たちを見守ることができる利点や教員の働き方改革の推進に寄与する利点がある一方、情報の共有や引継ぎなど連携の難しさに課題もある。今後は他自治体の事例等を参考に研究を進めていく。

教育について2

【質問】

令和元年12月、文部科学省はGIGAスクール構想を打ち出した。1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を前提としている。GIGAスクール構想を実現・保持させる3つの要素、ハード・ソフト・人材のうち、人材の養成および区内小中学校における人材の確保と教員の技術向上のための取組を伺う。

教育者は子供たちと向き合い、出会い、育むためのツールとしてICTを有益に用いるに留める研究と努力が必要と考える。技術の養成だけではなく、教師としての力量も、必要になると考えるが、教員養成の現状と、区の所見を伺う。

児童生徒には物事を見極めるための基礎的で安全な情報を提供し、自我や世界観を確立する必要があると考える。ネットリテラシーについての所見を伺う。

8月28日、中国の小中高生の近視率が半年で11.7%増えていることを、中国教育部の新型コロナウイルス対応業務指導グループが発表した。これを受けて、「オンライン学習の時間制限」を行い、動画やビデオを連続で見る時間の長さも制限することを発表した。必要のないときはWi-Fiや電子機器の電源を落とすなど、ネット環境についての指針を示すことで、少しでもリスクが軽減すると考える。また児童生徒に対して、自分で健康を守るという意識を養うよう促す教育も必要であると考え、所見を伺う。

【答弁】

先行してタブレットを配備しているモデル校2校で研究発表会を実施し、タブレット等を活用した授業づくりのノウハウを学べる機会を設けるとともに、全教員を対象としたタ

タブレット操作講習会を実施する。また、学校を巡回して授業等の補助を行うICT支援員を今年度増員し、積極的な活用を促しているほか、ICTが効果的に活用された事例などを収集して情報発信するなど、教員のICT活用技術の向上を図り、利活用の促進につなげていく。

区では現在、子供たちの主体性を引き出し、深い学びに導く学習指導力を高めるための研修や、子供たち1人1人の学習状況等に応じた個別指導の力を高めるための研修など、様々な教員研修を実施している。今後も、研修内容を時代の変化に沿って充実させ、教員の指導力を向上させていく考えである。

ネットリテラシーに関する子供たちへの指導は、これまでも家庭と連携を図りながら発達段階に応じて行ってきた。子供たちに情報リテラシーや情報モラルなどを体験的・実践的に学ばせることにより、正しく情報を収集し、適切に判断して活用する力を育てるとともに、責任をもって情報を発信する態度も育成していく。

スマートフォンやタブレットなどの情報端末は、長時間の使用によって、視力低下等の健康被害を招くことに加えて、睡眠不足により授業に集中できないなどの学習への悪影響が懸念される。教育委員会では独自に作成した「SNS練馬区ルール」において、利用時間を決めることで長時間利用をしないよう、注意喚起を行っている。各学校では「SNS練馬区ルール」に基づき、学校ルールを作成して子供たちに指導を行ってきた。今後は、学校の指導と併せて、家庭における管理やリスク対策も進めていただくことが望ましいと考えており、今年度は取組を一步進めて、全家庭に「SNS家庭ルール」を作成するよう促している。

教育について3

【質問】

今の社会で、感染や差別にどう立ち向かうのか、子供たち自身が考えるプロセスが重要である。道徳や総合の時間を活用し、子供たちが今とこれからの社会について考え合う時間を積極的に取るべきと考えるが、学校現場での取組の現状と、区としての見解を伺う。

区では今年度中にタブレットパソコンが導入されるが、教師は子供を個別にサポートし、協働を促す役割となり、子供たちが自ら、自分のやり方で学べるよう、教育そのものを変える必要がある。オンライン教育において、管理よりも自由が重要という点に対する区の見解と、子供1人1人をサポートするオンラインの体制をどう作るのか、伺う。

今後、第2・3波で再度休校となっても、オンライン教育により学びが継続されるべきだが、前回休校時の反省をどう改善し、次に活かす予定なのかを伺う。

区もオンライン端末を活用し、自主休校の生徒がともに学べる体制をつくるべきであるが、検討状況を伺う。

発達障害や学習障害の子供に対し、特性に合わせて授業をサポートするソフトを個別に導入し、同じ教室で学ぶインクルーシブな環境を整えるべきである。区の検討状況を伺う。

ソーシャルディスタンスが求められる新型コロナウイルス感染症対策では、少人数授業の重要性、小規模校のメリットを、改めて浮き彫りにした。具体的な例として、旭丘小中・小竹小を統廃合し、一貫校を作る計画があるが、小さな学校の重要性が再認識される今、小竹小を残すべきである。方、旭丘の小中一貫教育校は、今年度基本設計が示される予定であるが、新校は校舎にゆとりをもたせ、小規模のよさを最大限活かすほか、江古田周辺は緑が少なく地域の環境向上にも寄与することの区の見解を伺う。校内に落ち着ける場所を用意するなど発達障害の子に配慮したデザインも、設計時点で織り込むべきであり、誰もが同じ場所で安心して学べる学校を要望するが、区の見解を伺う。

現在、新校設計にあたり、地域への進捗報告もなく、子供の意見が聞かれる場面もない。準備委員会は、ハード面の話が中心だが重要なのはどんな学校にしたいか、ビジョンの共有ではないか。学校づくりに子供が参画する重要性や教育効果について、区の見解を伺う。

オランダの教育ビジョン「イエナプラン教育」では、みんなの声、みんなの関係を重視し、保護者も共に、子供たちや未来の社会への責任を担う。この理念に近い制度として、

日本には「学校運営協議会」、いわゆるコミュニティスクールがある。区が採用する「学校評議員制度」では、校長の求めに応じた個人の意見にとどまるのに対し、協議会は、学校運営や人事に一定の責任と権限を持つため、より安定的で地域協働性の高い学校づくりが進む。2017年の制度改正で、教育委員会には設置の努力義務が課された。学校運営協議会の導入について、区の見解を伺う。

【答弁】

学校では長期休業明け直後に、区独自の教材を用いて、新型コロナウイルス感染症を正しく理解する授業や、差別や偏見を生まないためにはどうするか、子供たち自身が考える授業を全校で行った。また、答えがなかなか見つからない問題を、皆で考え話し合う授業も、様々な教科指導の中ですで行っており、引き続き、取り組んでいく。

オンラインによる家庭学習においては、特に低学年の児童の場合、自由な発想を生かした学習だけでなく、学校や保護者の適切な管理が必要である。また、子供たち1人1人をサポートする指導は、これまでも教員が子供たちに寄り添い、個々の発達段階に合わせて行っているが、オンラインの活用にあたっては、子供たちとの個別面談を行うなど、きめ細やかなサポート体制を確保していく。

教育委員会では、学校休業を契機に、公式動画チャンネルを立上げ、動画の作成・配信を行うとともに、現在、オンライン会議サービスを活用した取組を各学校で進めている。学校ホームページを用いた課題の発信等とあわせ、臨時休業の際には、多様な方策を組み合わせ、学習の機会を確保していく。

感染予防のために登校を控えている子供たちにも同様に、多様な方策を組み合わせ、学習支援を行っている。オンラインによる授業のライブ中継については、同時に授業を見ることが出来るメリットがある一方、視聴人数が限られることや機材確保等に経費がかかることなどの課題があるため、現在研究を進めている。

障害のある子供たちへは、現在も文字等が拡大された教科書の活用や音声の文字化など、障害に応じた個別支援を行っている。タブレットの導入により、支援の幅がさらに広がるものと考えており、積極的に活用していく考えである。

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校については、旭丘小学校・旭丘中学校2校を先行して設置準備を開始することとしており、現在、基本設計に着手している。

障害の特性に応じた教育環境の確保については、昨年度から学校現場と連携を取り、障害のある児童生徒が安全かつ快適に学校生活を送れるよう、教室配置の工夫などについて検討を進めている。緑化等の環境配慮については、地域の緑の拠点となるよう、既存の緑を活用しつつ、更に屋上緑化をはじめとした多様な学校緑化を行っていく。

節目節目で地域説明会を開催し、地域における小中一貫教育の取組やこれからの学校施設に必要な施設機能等について説明するとともに、令和元年度からは小竹小も含めた3校の保護者や地域の代表等で構成される準備会を設置し、新校の教育内容を含めた様々な検討を行っており、準備会でいただいたご意見等については、開催ごとに報告書を作成し、地域へ周知している。また、各学校や地域の保育園、幼稚園へ情報提供を行い、適宜、保護者や子供たちからも意見を伺うことを準備会で確認している。引き続き、地域とともに開校に向けた準備を進めていく。

学校運営協議会は地域とともにある学校の実現を目指し、国が平成16年度に制度化した。平成29年3月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。区ではこれまで、国や都が推進する「学校・地域連携推進事業」に取り組み、学校と地域が連携して教育活動等を行ってきた。学校運営協議会は、地域住民の学校運営への更なる参画等を図るものであり、これまでの取組の発展形である。学校と地域との協働を進める上で有意義であり、すでに検討を始めている。

教育について4

【質問】

学校再開後、新たに配置された学校生活支援員の人数が少ないことについて保護者から不安の声が届いている。すべての子供が安心して学校生活を過ごすため、「会計年度任用職員だけではなく、違う募集条件で支援員を増やすべき」と以前質問した時に、「別の方法も考えている」との回答だったが、その後の状況を伺う。

入学式や卒業式をはじめ運動会や移動教室、学芸会など様々な行事が縮小や中止となり、子供たちから目標や楽しみが奪われてしまっている。「コロナだから仕方がない」ではなく、その都度、子供たちにきちんと説明し、できることについて意見を聞き、一緒に考えて行くことが必要と考えるが、いかが。

学校再開後の分散登校では多くの子供たちから「少人数で先生とゆっくり話げできた」という声を聞いている。今回のことを少人数学級の実践例として児童生徒、教員それぞれの意見や課題を聞き取り記録に残し、少人数学級の検証をすべきと考えるが、いかがか。

オンライン学習は「すべての子供の学ぶ権利の保障」の視点から今回のような臨時休業だけでなく不登校や病気など、登校できない子供にとって有効であるとする。今後、年度内にタブレットを児童生徒全員に配る予定だが、教員の運用についての体制をどこまで整えているのか。また、学校におけるオンライン授業のあり方についての考えを伺う。

【答弁】

学校生活支援員の配置は、学校が必要性を精査し、その要望に基づいて行っており、保護者の希望のみをもって配置しているわけではない。子供たちの学習や生活の支援等には、学校生活支援員の他に、地域連携事業を行っている協働活動支援員や学校サポーター、学習指導サポーターなど多くの方々関わっている。現在も学校生活支援員については募集を行っており、今後も学校と調整し、人員の確保に努めていく。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度、いくつかの学校行事を中止や縮小したことは、感染予防のためにやむを得ず判断した。各学校・園においては、子供たちの心情に配慮し、発達段階に応じて丁寧な説明が行われている。また、中止となった学校行事の代替行事について、各校の実情や、子供たちの意見やアイデアを踏まえ、感染予防対策を講じてできる活動を計画・実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、政府の教育再生実行会議が、少人数学級を推進すべきとの中間答申をまとめた。しかしながら、少人数学級の実現には、教員の大幅な増員だけでなく、限られた校舎スペースに普通教室を増設する必要があるなど、困難な課題を解決しなければならないため、国等における今後の議論の動向を注視していく。なお、分散登校時の対応は、少人数学級の実践例と直接のかかわりがないため、記録等にまとめ、検証を行う考えはない。

教員のICT活用については、先行配備しているモデル校の授業の公開、全教員を対象としたタブレット操作にかかる講習会等を今年度中に実施するとともに、授業における活用事例を共有する仕組みを構築することにより活用スキルの向上を図っていく。

オンライン教育は、集団での学び合いと個に応じた指導の両面で行うことで高い効果が期待できる。また、オンラインによる家庭学習において、特に低学年の児童には、子供たちの自由な発想を生かした学習と学校や保護者による適切な管理が必要である。オンラインの活用にあたっては、保護者と十分に連携を図るとともに、個々の発達段階に合わせてきめ細やかなサポート体制を確保していく。

少人数学級について

【質問】

コロナ危機のもと、豊かに学び、健康と安全を保障するうえで少人数学級の実現は急務である。全学級20人程度の少人数学級を実現すべきであるが、所見を伺う。

【答弁】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、政府の教育再生実行会議が、少人数学級を推進すべきとの中間答申をまとめた。しかしながら、少人数学級の実現には、教員の大幅な増員だけでなく、限られた校舎スペースに普通教室を増設する必要があるなど、困難な課題を解決しなければならないため、国等における今後の議論の動向を注視していく。

スポーツ振興について**【質問】**

新型コロナウイルス感染症により、子供たちの運動不足も深刻な問題である。更なる体力低下が危惧され、遊びや運動は様々な運動感覚を身につけていく上では勿論、工夫し考える力を育むうえでも大切である。3密を避け、ソーシャルディスタンスを保ちながら運動をさせるには、教師や大人たちの工夫が必要であると同時に、子供が工夫したり仲間と協力したりするような仕掛けも必要と考える。教育委員会の考えを伺う。

【答弁】

区立小中学校の体育の授業では、身体的距離を保ちながら楽しめるスポーツやゲームを取り入れるなど、様々な工夫を行っているほか、休み時間の外遊び等では、身体接触を伴わない遊びを子供たちに考えさせる指導もっており、子供たちの問題解決力の一層の育成につなげていく。

感染症予防対策の周知について**【質問】**

新型コロナウイルス感染症対策の消毒剤によって、呼吸困難などの健康被害の訴えが増えている。厚生労働省のホームページでは、手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要で、手洗いの後、さらに消毒液を使用する必要はないことが明記されている。アルコール消毒については、「手洗いがすぐにできない状況では有効」という表現である。手指の洗浄やアルコール消毒薬の使い方などの感染予防対策について、また、アレルギーがある子供たちへの配慮など、児童生徒、保護者への啓発が必要だが、区の考えを伺う。

【答弁】

教育委員会では、5月に作成した「練馬区立学校（園）の感染予防のガイドライン」等に基づき、手指の洗浄方法について、手洗いが最も有効である旨の児童生徒への指導や保護者への周知啓発を行っており、引き続き、取り組みを進めていく。なお、現時点で、学校等から新型コロナウイルス感染症対策の消毒剤による呼吸困難の報告は受けていない。

防災教育について**【質問】**

「DIG」とは地図上に自宅や学校をマークし、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域など地域に潜む災害の危険性を「見える化」し、その対応を考えるワークショップスタイルの教材である。学校でもDIGを取り入れた防災教育の推進を提案するが、区の見解を伺う。

【答弁】

区立小学校の社会科の授業では、区が作成したハザードマップを活用して、地域の水害の危険性や緊急時の避難場所を学び、災害時にとるべき行動を考える学習を行っている。災害図上訓練「DIG」を活用した授業については、関係機関の協力を得ながら研究していく。

男女平等教育について

【質問】

3月に策定された「第5次男女共同参画計画」の中で、「人権尊重と男女平等の推進」の施策のうち、「教育の場における男女平等の推進」の新たな取組として、「区立学校において、男女混合名簿の作成を前向きに検討し、男女平等教育を推進する」、と明記され、全校男女混合名簿が作成されたことは大きな前進だと考える。今後の男女混合名簿の活用と男女平等教育の推進について、区の考えを伺う。

第5次計画には、「標準服の選択肢拡大」も明記されている。標準服の運用については、生徒が主体的にかかわって検討していくことが望ましい。標準服の選択肢の拡大について、今後どのように取り組んでいくのか。

公立小・中学校において助産師や保健師、産婦人科医など専門職または民間団体を招いた性教育の実施状況の質問に対して、区は2018年度全34中学校のうち、実施は6校だけである。等しく学ぶ権利の視点からも、全校での実施が必要と考えるが、区の考えを伺う。

【答弁】

区では、本年度から全区立学校で男女混合名簿を作成した。出席簿や授業参観の受付名簿など、各学校の実態に応じて活用を進めている。一方で、男女混合の取組を進めることのみが、男女共同参画を推進するものではない。各教育活動の目的や発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等に配慮した教育を実施している。

中学校の標準服については現在、各中学校が主体となって、生徒の声などを踏まえ、選択の幅を広げる取組を検討している。

性に関する教育は、学習指導要領等に基づき行っている。都の指定を受けた「性教育の授業」実施モデル校では、都の作成した手引きに基づき、学習指導要領に示されていない内容を含む指導のあり方を研究するため、昨年度、産婦人科医を招いて行う授業を公開した。モデル校の成果を踏まえ、今後も適切に性に関する教育を行っていく。性に関する知識の普及・啓発を図ることを目的としたNPO等による区立学校への出前講座については、現在、実施内容や時期、対象者や学習指導要領との整合などについて、検討を進めている。

性教育について

【質問】

今ネット上では、性の過激で誤った情報が氾濫しており、正しい知識の教育が早急に必要である。2019年、都教育委員会が学習指導要領より踏み込んだ「性教育の手引き」を改訂した。区でもモデル授業を行っているが、全区立中学校に広げるべきである。また、区が来年度から実施の性教育出前講座などを活用し、親への教育・啓発もすべきである。2点について区の所見を伺う。

【答弁】

性に関する教育は、学習指導要領等に基づき行っている。都の指定を受けた「性教育の授業」実施モデル校では、都の作成した手引きに基づき、学習指導要領に示されていない内容を含む指導のあり方を研究するため、昨年度、産婦人科医を招いて行う授業を公開した。モデル校の成果を踏まえ、今後も適切に性に関する教育を行っていく。性に関する知識の普及・啓発を図ることを目的としたNPO等による区立学校への出前授業については、現在、実施内容や時期、対象者や学習指導要領との整合などについて、検討を進めている。

ヤングケアラー支援について

【質問】

ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族の介護や世話をする若者、精神疾患などがあるひとり親への看病や家事、兄弟の世話をしながら学校へ通い、友人関係が希薄にな

り、相談できずに進学や就職を断念せざるを得ない子供たちのことである。子供側からヤングケアラーの実態把握に努めるべきであり、実態把握により具体的な支援へと繋ぐことが必要と考えるが、区の所見を伺う。

ヤングケアラーの早期発見には教職員や支援員、また、学童クラブスタッフなど子供に身近な方への啓発活動が重要と考える。関わる側の意識の変化を図ることで、子供の何気ない行動から早期発見し、切れ目のない支援へと繋げるのではないかと考えるが、区の所見を伺う。また、ヤングケアラーである子供自身が求めている支援を適切に把握、対応できるように、直接相談できる専用の総合的な支援窓口の開設を要望するが、所見を伺う。

【答弁】

家族が障害や病気のため、代わって家事を担わざるを得ない子供が、そのことを自ら訴えることができずにいることは、教育委員会としても重く受け止めなければならない問題である。学校では、児童・生徒の小さな変化にも気を配っており、欠席しがちになった場合には、教員やスクールソーシャルワーカーが対応して、早い段階で問題を把握するよう努めている。福祉・保健・教育・子育て支援等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会においても取り上げ、実態の把握に努めていく。

現在、子供たちに身近な学校の教員やスクールソーシャルワーカー、児童館職員などが様々な相談に応じ、話を聞き取りながら、悩みを受け止めている。子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健相談所等の関係機関と連携して、組織横断的に啓発に取り組むとともに、できるだけ早期に家族を福祉サービスにつなげ、家庭生活の安定を図っていく。

子育て世帯への経済支援について

【質問】

令和2年度5月補正予算で本区では、独自に「ひとり親家庭臨時特別給付金」として、児童扶養手当受給者を対象に5万円の給付を実施した。さらに、令和2年5月31日を基準日に、国として、「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付が決定された。児童扶養手当受給者に加え、公的年金給付を受けているために児童扶養手当を受給できない方も給付対象となった。その背景には、本年6月に年金制度改革法が成立し、令和3年3月より施行されることがある。区は、年金制度改革法が令和3年3月に施行されることで新たな対象者となる「ひとり親の障害年金受給者」に対して、児童扶養手当の支給対象となること、また、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の対象となることを丁寧に周知し、スピーディーに給付金を受給できるよう要望するが、所見を伺う。

【答弁】

国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」については、区報等での周知や年金事務所等での案内のほか、受給の可能性がある方に、お知らせを送付した。現在、公的年金等の受給により児童扶養手当の支給が停止になっている方、約100名から申請をいただき、順次審査・支給の手続きを進めている。来年3月施行となる児童扶養手当法の改正で、障害年金と併せて受給できるようになる。今後、区報等で周知するとともに、受給の可能性がある方に個別に案内するなど丁寧に対応していく。

保育について1

【質問】

区は増加を続ける保育ニーズに対応するため、全国トップレベルの定員増を実現してきており、その結果、本年4月の保育所待機児童数は、過去最少の11名となった。今後も地域や年齢ごとの需給バランスを踏まえながら、必要な整備を継続するよう要望する。

区全体の状況を見ると、既に保育施設の総定員数は、児童数を上回っているにも関わらず、ある保育施設では定員に空きがある一方で、非内定の方が生じている園もある。定員に空きがあっても、住まいからは遠いなどといった個別の事情が大きいと思われる。これ

からの保育所整備には、保護者や子供にとって、少々遠くても通いたいと思わせる、特色ある保育を行える施設を整備していく発想が重要だと考えるが、区の所見を伺う。

区では従事者1人当たり月額82,000円の家賃を補助する「保育従事職員等宿舍借り上げ支援事業」を実施している。住居費が高い首都圏における人材確保として非常に効果があるが、この事業の財源である都の補助は、今年度末をもって終了予定と聞く。区として都に対し、事業の継続を求めべきと考える。また、都が補助を終了する場合には、区として可能な範囲での支援や補助の継続も検討するべきと考えるが、所見を伺う。

人材確保や資質の向上に取り組む保育施設を対象に、公定価格に対する処遇改善加算として、1人当たり月額4万円が支給されている。従事者の定着化やスキルアップを図るため、令和4年度から都道府県が指定するキャリアアップ研修の受講が必須化される予定であるが、加算を受けている保育施設のうち、多くは未受講である。研修を実施している機関がそもそも少なく、順番待ちとなっているほか、直近では密を避けるため、会場の定員が減少し、ますます受講が難しくなったと聞く。区自らキャリアアップ研修を主催するなど、いち早く研修を受講できる体制づくりに取り組むべきと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

区では、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、令和3年4月に向けて、新たに9か所、474人分の定員を確保する見込みである。私立幼稚園における「練馬こども園」も着実に広げていくほか、今後も、地域や年齢に応じた需給バランスを考慮し、区独自の補助制度を活用して、不足が見込まれる地域に整備を誘導していく。

子供の命と安全を守り、健全な発達を促すという保育の基本を踏まえた上で、運営事業者の創意工夫により保育内容を充実することは重要だと考えており、区では現在、令和4年4月以降の整備に向け、運営事業者の誘致に着手した。子供や保護者の視点に立ち、魅力ある保育を行える保育所の整備が実現できるよう取り組んでいく。

「東京都保育従事職員等宿舍借り上げ支援事業」は、保育士等の人材確保に大きな役割を果たしている。本事業が終了となり、区が独自に事業を継続する場合は、年間約3億2千万円を超える財政負担が生じるため、本年8月、特別区長会を通じて、都に対し、制度の継続を強く求めている。

処遇改善加算の要件となるキャリアアップ研修については、実施機関が少ないという課題があるため、区独自で実施できるよう、検討を進めていく。

保育について2

【質問】

当区では、今後もコロナ禍の影響等により未就学児の子育て期に就労を希望する女性が増加すると考える。安心して働ける環境を作る為に、保育園や幼稚園等の施設整備、既存施設の定員拡充、保育士、幼稚園教諭の安定的な確保は重要である。区の所見を伺う。

【答弁】

令和3年4月には新たに9か所、474人分の定員を確保できる見込みであり、私立幼稚園における「練馬こども園」も着実に広げていく。また、人材の確保を進めるため、今年度、新たに専管部署を設置した。コロナ禍においても、保育士等の安定的な確保ができるよう、オンラインにより就職面接会等を実施している。

保育について3

【質問】

一昨年、区内認可外保育施設「若草ベビールーム」で6か月の男児が昼寝中に亡くなった事故があった。区は、昨年度より認可外保育施設に対し睡眠中の事故防止を目的として、無呼吸アラームなどを導入しているが、機器を導入している施設では「呼吸確認の補助としては良い」としている程度で、昼寝中の観察は保育士によるチェックが基本であり、根

本的な解決とはいえない。認可外保育施設の安全を確保するために、これまで区も都も様々な取り組みを行ってきたが、0～1歳児の睡眠中における死亡事故は後を絶たない。問題のある施設に対しては、これまでの取り組みだけでは根本的な解決にならないのではないか。区の見解を伺う。

基準を満たさない認可外保育所が「保護者の選択肢の1つ」とならないよう区としても情報提供を行っていただきたい。例えば、区のホームページの“認可外保育施設”のところに、都が公表している立入り調査や実地調査の結果のページのリンクを貼ることなどはすぐに実行できると考えるが、いかがか。

本年4月1日現在、国の定義に基づいた区の待機児童数は11人としている。一方で、認可外保育施設等に入園した人の数は231人である。希望する全ての子供が入れるだけの認可保育所の拡充を求める。また、指導監督基準や認可基準に達していない施設への支援を強化し、認可化を促進するなど全体の底上げを図る対応を求めるが、いかがか。

コロナ禍で感染拡大防止の配慮から保育園の行事が中止となっている中で、委託事業者を募集する北町第二保育園と石神井台保育園では、園の写真や動画等を提供して園見学の代替案として行うなど、引き継ぎや事業者募集が完全な形で行われていない。保育園の様子を把握するため、子供と保育士との関係づくりや年間を通した行事を含めて準備期間を1年間と決めてきたことが守れないのであれば、民間委託を無理に進めるべきではないのではないか。今、保育行政で求められることは、コロナ禍で感染を防ぐ、命を守ることを第一として、保育運営を支えることに全力を振り向けることではないか。見解を伺う。

【答弁】

区では、安心して保育サービスを利用できるよう、認可外保育施設に対する様々な支援に取り組んでいる。昨年度はベビーセンサー等の児童の安全対策にかかる補助を新たに行い、今年度から、都福祉サービス第三者評価受審費用の補助を開始した。コロナ禍において、業務の継続が可能となるよう、保育料の減収に対応する補助も実施している。

保育の安全性の向上を図るため、認可外保育施設の指導監督権者である都と連携するとともに、区独自の巡回支援や指導監督の体制を、一昨年の死亡事故を踏まえて、抜本的に強化した。保育課が実施する巡回支援は、認可外保育施設を含めた、すべての保育施設を対象を拡大した。登園自粛要請を行っている間は実施を見合わせたが、本年7月から、感染症対策を講じた上で再開しており、年度内に、全保育施設への巡回を行う予定である。加えて、昨年度から福祉部に、法令に基づく指導監督を担う専管部署を新設した。両部が連携して、保育の安全確保に取り組む、新たな体制を整えている。

また、昨年10月、幼児教育・保育の無償化の開始にあたり、無償化の対象となる保育施設への確認を行っている。その際、認可外保育施設へは、法令上の審査に加え、区独自に現地調査を行い、実態を把握しており、都が定める指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対しては、5年間の経過措置期間中に是正できるよう、継続的に支援している。

認可外保育施設から認証保育所への移行支援事業のほか、認証保育所から認可保育所への移行支援事業についても既に実施している。

保護者等への情報提供は、区ホームページに掲載している認可外保育施設の一覧において、都の指導監督基準に適合している施設に対する証明書の発行状況を公表している。

区では本年4月に、私立認可保育所16か所の開設により、800人分の定員を確保し、保育所待機児童数は、過去最少となる11人まで減少した。さらに、令和3年4月に向けて、新たに9か所、474人分の定員を確保する見込みであり、私立幼稚園における「練馬こども園」も着実に広げていく。

本年4月1日現在の状況として、231人の児童が、認可外保育施設に入園したとの指摘だが、この中には、認証保育所や企業主導型保育事業のほか、練馬こども園、預かり保育を行う幼稚園に入園した児童が含まれており、多様化する保育ニーズへの対応は、認可保育所だけで行い得るものではない。引き続き、保育所等の整備や練馬こども園の充実等、様々な手法を活用して、保育サービスの充実に取り組んでいく。

「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、今年度は、豊玉保育園と田柄第二保育園

の準備委託を行っている。準備委託は、本年6月までは、現場で行う必要のないものを実施し、7月からは感染症対策を徹底しながら、現場での引継ぎも行っている。コロナ禍における園運営を含め、引継ぎを行っていくことが重要だと考えており、円滑に本委託に移行するよう努めていく。

北町第二保育園と石神井台保育園の運営事業者選定は、学識経験者や有識者等の選定委員の意見を伺いながら、7回にわたり選定委員会を開催し、9月中に委託事業者を公表する予定である。今後も計画に基づき、区立保育園の運営業務委託を進めていく。保育行政において最優先すべきことは、子供や保育士等の命と健康を守る事であり、区では、保育施設運営の指針となる「練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を、区独自に策定した。引き続き、安心して保育サービスを利用できるよう、全力で取り組んでいく。

成人式について

【質問】

来年からは「としまえん」を成人式の会場として使用できない。現状では、練馬文化センター、ココネリホール、つつじ広場を一体的に使用することだと考えるがいかがか。

閉園後の「としまえん」から遊具やオブジェを譲り受け、会場に飾り、写真スポットとしてはいかがか。

区内のどの会場を選んでも、会場そのものがアトラクションの「としまえん」と同様とはいかないため、当日の進行やアトラクションには工夫が必要となる。充実した成人式にさせていただくことを強く要望する。当日は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も必要であり、民間のイベント企画会社等も活用しながらのスムーズな運営を希望するが、いかがか。

【答弁】

としまえんが閉園したことに伴う、新たな会場については、多くの新成人が参加しやすいよう交通アクセスが良く、複数の施設が近隣にまとまっている立地が必要であり、練馬文化センターを中心としたエリアが適切であると考えている。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため施設収容人員の50パーセント制限を想定する必要があることから、近隣の小学校も会場とし、午前・午後の2回に分けて開催する考えである。

写真スポットについては、これまでも「記念写真をとるため、華やかな場を提供して欲しい。」等の要望を受け、毎年、改善・充実してきた。「としまえん」のオブジェ等の活用については、西武鉄道と協議していく。

式典の会場設営・運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、円滑な運営ができるよう、民間企業の活用についても検討していく。

練馬区虐待対応拠点と子どもの安全について

【質問】

都児童相談所の職員の現地作業は週1日という予定から、ほぼ連日と充実している。拠点が開設されてまだ間もないが、都児相との連携の実績や効果について伺う。

セキュリティ対策を講じたWeb会議システム等により、転出先の市区との連絡や、専門家、学校や警察などとの連携等、事業の充実につながる展開を期待するが、区の所見を伺う。

児童虐待については、今、社会がその深刻さに共感し、各自治体の対策に注目している。区としても他の22区と異なる独自の政策を検討しているところだと思うが、区として子供を守る取組についての計画と想いを伺う。

【答弁】

本年7月、都児童相談所と区子ども家庭支援センターの専門職員が協働して、児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を、センター内に設置した。概ね週4日、都児童相談所の職員が虐待相談などに対応している。

この2か月間に、都区連携の取組として、ケースに関する情報共有や支援方針の協議を約70回実施したほか、虐待通告に基づく家庭訪問や児童・保護者面接、関係者も交えたケース検討会議、区職員の育成を目的とした研修等を、それぞれ約10回程度実施した。

都と区の専門職員による日常的な情報共有が可能となったことから、速やかな合同訪問や一時保護などにつながり、迅速かつ一貫した虐待対応が実現している。

テレビ会議システムは、セキュリティの確保された都独自のものであり、昨年6月から、都全体の児童相談体制の強化の一環として、東京都が、練馬区とモデル事業として試行しており、区子ども家庭支援センターと都児童相談所を専用回線をつないでいる。個別の相談ケースに対する情報共有や支援方針の検討、都児童相談所の専門職員からの助言・指導が、リアルタイムで実施でき、家庭や児童への的確でスムーズな支援につながっている。

都は都内他区市への試行の拡大を進めており、他区市との連携等、システムの更なる活用については、試行の実施状況を踏まえて、対応していく。

区子ども家庭支援センターでは、地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子供へのサポート、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化する。都区の連携のもと、一時保護された子供の実態を分析するとともに、「一時保護までいかない子供」などへの対応に努めていく。引き続き、地域での子供、親子の生活を守るため、区ならではのきめ細かな取組を進めていく。

子供の権利擁護等について

【質問】

日本では、2016年、児童福祉法改正の付帯決議で、「子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」と記された。区に第三者機関はなく児童相談体制でも、子供の声を反映した事業や施策は行われていない。子供に関する施策で、当事者である子供の声を聴き、施策に反映する重要性について、区はどう考えるか。また、第三者機関の設置が重要と考えるが、区の見解を伺う。

【答弁】

子供に関わる施策や事業を企画・実施するにあたり、子供自身の声に耳を傾け尊重していくことは重要である。区としても、子ども議会での中学生の政策提言を区政に反映させている他、児童館事業等でも子供の意見を取り入れるなど、子供の声の反映に努めている。現在、国は、児童福祉法の改正等を受けて、子供の権利擁護について、ワーキングチームを立ち上げ検討を進めており、一時保護や施設入所等、児童相談所の措置に関し、子供の意見表明権を保障する仕組みとして、都道府県児童福祉審議会の活用等を示している。

都児童相談所では、既に「子供の権利擁護専門相談事業」を実施し、子供の立場に立った相談支援を行っており、必要に応じて児童福祉審議会への諮問を行っている。区では、第三者機関の設置は考えていないが、引き続き、国の動向を注視するとともに、都区の緊密な連携のもと、子供たちの権利擁護に取り組んでいく。

(参考) 区長部局答弁

新型コロナウイルス感染症と子供たちについて

【質問】

コロナ禍における子供たちへの影響および区の対応について伺う。

【答弁】

現実には多面的であり、人々には様々な意見がある。子供についても、自由にのびのびと成長させるべきという意見と、守り、育てるべきという意見とがある。これをどう調和させ、具体化するかは難しい課題である。多様な意見を、住民全体の福祉の増進という見地から、具体的な政策に収斂させることが、私たちの責務である。多くの人々の議論を経て、妥当な政策に達するというプロセスが必要になる。引き続き、区議会での活発な議論や、区民の皆様の参加と協働を大切にしていきたいと考える。

練馬区虐待対応拠点について

【質問】

区の虐待対応拠点について、都児相との連携の実績や効果について伺う。

【答弁】

区内に拠点を設置したことにより、児童相談への対応が改善され、大きな成果を上げていると考えている。例えば、遠距離を理由に児童相談所への来所に難色を示していた保護者について、拠点での面談を実現することが出来た。また、父親の虐待を恐れて学校からの帰宅を拒否した児童については、児相職員が拠点から学校に直ちに駆けつけ、支援につなげることが出来た。子ども家庭支援センターの支援を拒否していた低体重の乳児については、拠点でセンターと児相双方の職員が日常的に協議を重ねながら見守りを行っている。センターが継続的に関わっていたひとり親家庭については、虐待の悪化を見据えて、拠点の児相職員と協議し、迅速な一時保護を行った。これらの事例は全て、従前のように、都と区が別々に対応していたのでは成果を挙げることが出来なかったものである。

子供を虐待から守るためには、区による地域に根差したきめ細かい「寄り添い支援」と、法的措置を含めた都の広域的・専門的支援の連携が不可欠であり、それが実証されつつあると思う。なかでも、拠点で都の支援を身近に受けられることが決定的な意味を持つことが明らかとなった。引き続き拠点を活用した都区の連携を着実に進め、児童相談体制の更なる充実を図っていく。

令和 2 年 10 月 9 日
教育振興部教育総務課

令和 3 年度学校用務業務民間委託について

1 新規委託予定校（2 校）

	小 学 校
1	開進第四小学校
2	大泉小学校

2 委託開始予定

令和 3 年 4 月 1 日

3 委託実績

	令和 2 年 4 月 1 日現在	令和 3 年 4 月 1 日（予定）
小学校	4 4 校	4 6 校
中学校	3 3 校	3 3 校
合 計	7 7 校	7 9 校

令和 2 年 10 月 9 日
教育振興部保健給食課

令和 3 年度学校給食調理業務民間委託について

1 新規委託予定校（2 校）

	小 学 校
1	中村西小学校
2	向山小学校

2 委託開始予定

令和 3 年 4 月 1 日

3 委託実績

	令和 2 年 4 月 1 日現在	令和 3 年 4 月 1 日（予定）
小学校	5 2 校	5 4 校
中学校	3 3 校	3 3 校
合 計	8 5 校	8 7 校

令和 2 年 10 月 9 日
教育委員会事務局

令和 2 年第三回練馬区議会定例会提出議案について

令和 2 年 8 月 21 日第 16 回教育委員会定例会で議決した令和 2 年第三回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	保健給食課	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校 歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙 1 のとおり	公布の日



議案第90号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月11日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例（平成14年3月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように
改正する。

第11条第2項第1号中「165,150円」を「166,950円」に改め、同項第2号中「
70,790円」を「72,990円」に改め、同項第3号中「82,580円」を「83,480円」に
改め、同項第4号中「35,400円」を「36,500円」に改める。

付則第4条第5項および第6項中「100分の5」を「災害発生日における法定
利率」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立小学校
および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関す
る条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用
日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補
償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、
同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

議案第 9 0 号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、介護補償の限度額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 介護補償の限度額を改定する。(第11条関係)

ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

165,150円 → 166,950円

イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

70,790円 → 72,990円

ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

82,580円 → 83,480円

エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

35,400円 → 36,500円

(2) 障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「災害発生日における法定利率」に改める。

(付則第4条関係)

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(介護補償)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>165,150円</u>を超えるときは、<u>165,150円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>70,790円</u>以下であるときに限る。） <u>70,790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>166,950円</u>を超えるときは、<u>166,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>72,990円</u>以下であるときに限る。） <u>72,990円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支</p>

出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が82,580円を超えるときは、82,580円）

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。）

35,400円

付 則

(障害補償年金前払一時金)

第4条 [略]

2～4 [略]

- 5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、100分の5に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる

出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が83,480円を超えるときは、83,480円）

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。）

36,500円

付 則

(障害補償年金前払一時金)

第4条 [略]

2～4 [略]

- 5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、災害発生日における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の

月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 [略]

額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 [略]

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき

事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

令和 2 年 10 月 9 日
こども家庭部保育課

保育所整備の進捗状況について

令和 3 年 4 月に向けた保育所の整備について、令和 2 年 9 月 23 日現在の進捗状況は下記のとおりである。

記

- 1 令和 3 年 4 月に向けた認可保育所整備予定
認可保育所を 9 か所整備し、410 人の定員を拡大する。

2 認可保育所整備の進捗状況

	施設名・所在地	開所 予定日	予定定員
1	(仮)ぶどうの木保育園分園新桜台 羽沢 1 - 19 - 11	令和 3 年 4 月 1 日	25 人
2	(仮)さくらさくみらい 旭町 旭町 2 - 46		66 人
3	(仮)みらいく高松園 高松 6 - 28		44 人
4	(仮)太陽の子平和台保育園 平和台 4 - 22 - 17		40 人
5	(仮)アスク上石神井保育園 石神井台 4 - 11		63 人
6	(仮)太陽の子石神井台保育園 石神井台 6 - 8		60 人
7	(仮)ソラスト関町保育園 関町東 2 - 14		60 人
8	(仮)にじいろ保育園東大泉 東大泉 1 - 12		47 人
9	(仮)ベビーステーション東大泉 東大泉 6 - 51 - 3		69 人
計			474 人

練馬区立保育所運營業務委託事業者の決定について

令和 4 年度に練馬区立保育園（2 か所）の運營業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 委託事業者

石神井台保育園

団体名：社会福祉法人尚徳福祉会

所在地：鳥取県米子市榎原 1889 番地 6

北町第二保育園

団体名：株式会社ソラスト

所在地：東京都港区港南一丁目 7 番 18 号

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

運營業務委託

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

準備委託

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 選定経過

令和 2 年 3 月 23 日	第 1 回選定委員会（選定方針、審査基準等決定）
4 月 21 日	区報および区ホームページで委託事業者募集開始
5 月 20 日	第 2 回選定委員会（区立委託対象園確認）
6 月 10 日	応募書類提出期限（応募事業者数：石神井台 8、北町第二 8）
6 月 19 日	第 3 回選定委員会（応募事業者報告等）
7 月 14 日	第 4 回選定委員会（現地調査報告等）
7 月 19 日・26 日	第 5 回選定委員会（事業者プレゼンテーションおよび園長候補者等ヒアリング）
7 月 30 日～8 月 7 日	第 6 回選定委員会（応募事業者運営園視察）
8 月 25 日	第 7 回選定委員会（委託事業者候補決定）
9 月 8 日	委託事業者決定

【参考】今後の保育園の運營業務委託計画

目標	園名	
令和3年度業務委託	豊玉	田柄第二
令和4年度業務委託	北町第二	石神井台
令和5年度業務委託	氷川台第二	東大泉
令和6年度業務委託	高松	下石神井第三
令和7年度業務委託	旭町	南田中
令和8年度業務委託	貫井	上石神井
令和9年度業務委託	春日町	富士見台こぶし
令和10年度業務委託	豊玉第三	光が丘第十一
令和11年度業務委託	光が丘第九	大泉学園

練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画]令和2年度～令和5年度から抜粋

令和 2 年 10 月 9 日
こども家庭部青少年課

令和 2 年度「練馬区成人の日のつどい」の開催日時および会場について

成人の日のつどいについては、昭和 52 年度からとしまえん（特設会場）を会場として開催してきたが、本年 8 月末をもってとしまえんが閉園となった。新成人が参加しやすい会場を検討した結果、下記のとおり交通アクセスのよい大型施設である練馬文化センターを中心としたエリアで開催する。

記

1 日時

令和 3 年 1 月 11 日（月・祝）

【1 回目】午前 11 時 00 分～午後 0 時 30 分

【2 回目】午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

※原則、1 回目の参加対象者は、郵便番号 176・179 の地域にお住いの新成人とし、2 回目は郵便番号 177・178 の地域にお住いの新成人とする。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止する場合がある。

2 会場

(1) 練馬文化センター会場（平成つつじ公園含む）

(2) 南町小学校会場（体育館・校庭）

※式典等詳細については、引き続き検討していく。

※新成人への案内状については、会場を指定したうえで 12 月上旬までに発送する予定である。

3 区民への周知

ねりま区報（10 月 1 日号）および区ホームページにて周知する。